

土 木 管 理 部 土 木 事 務 所

1 道路，里道，河川及び水路の維持管理

(1) 日常の維持管理

管内各所を道路パトロール車で巡回し，道路の破損及び汚損行為並びに不法占拠等の取締りと指導に努めるとともに，道路破損等における補修を職員により行っている。また，河川及び水路の不法占拠等の取締りと指導を行っている。

(2) 災害時の応急復旧

気象警報発令時には，土砂災害や河川の氾濫に備えて管内各所の監視に努めるとともに，災害発生時には迅速な復旧を行っている。

2 道路附属物の新設及び維持管理

(1) 道路照明灯

新設については，市民要望や現地調査を基に，道路照明灯設置基準によって設置している。また，市民通報や道路パトロール車による巡視によって既存設備の故障が判明した場合には，速やかに補修し，機能維持に努めている。

(2) 道路標識，反射鏡及び防護柵

新設については，交通事情や立地条件等を調査のうえ，必要に応じて設置している。また，既存設備については，道路照明灯と同様に機能維持に努めている。

3 道路，里道，河川及び水路の改修

魅力あるまちづくりを計画的に進めるため，地域の発展に寄与する公共土木施設の整備に努めている。



4 道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等

- (1) 道路の占用許可
- (2) 道路の一部現状変更承認
- (3) 私道整備助成
- (4) 道路現況幅員証明
- (5) 街区公園の使用許可
- (6) 水路等の工事承認
- (7) 水路等の占用・形状変更許可

5 私道整備助成の受付

公共性のある私道の整備について，その費用の一部を助成する制度の申請を受け付けている。

6 所轄区域

土木事務所の所轄区域については、原則として行政単位で定めている。しかし、境界については、公共土木施設（道路及び水路等）については維持管理に支障をきたすことがないように、公共土木施設を基準に定めている（「京都市土木事務所規則」参照）。

土木事務所	所 管 区 域	
	原 則	例 外
北 部	北区，上京区	左京，右京及び中京区の一部
左 京	左京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，東山，山科及び中京区の一部
東 部	東山区，山科区	下京，南，中京及び伏見区の一部
南 部	下京区，南区	中京，右京，西京及び伏見区の一部
西 部	中京区，右京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，下京，南及び西京区の一部
京北・左京山間部	右京区京北出張所管内， 左京区花背・久多出張所管内	北，左京及び左京区の一部
西 京	西京区	右京区の一部
伏 見	伏見区	山科及び南区の一部

道 路 建 設 部 道 路 建 設 課

1 都市計画道路整備事業

(1) 概要

都市計画道路（街路）は、都市交通施設としての機能ばかりでなく、都市環境、都市防災等様々な機能を有し、都市の骨格を形成する基盤的な施設である。このような都市計画道路のうち、道路建設課においては、主に幹線道路、補助幹線道路の整備を通して、安全かつ快適な交通の確保と健全な市街地の形成及び都市の発展に寄与することを目的として事業を進めている。

(2) 事業費の推移（当初予算額）

（単位：百万円）

年度 区分	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
補助事業	1, 9 0 1	2 8 5	3 8 0	9 9 8	6 4 3
単独事業	9 4 9	4 2 0	2 4 7	3 9 8	5 3 4
計	2, 8 5 0	7 0 5	6 2 7	1, 3 9 6	1, 1 7 7

(3) 現在事業化されている主な街路の整備状況

路 線 名	計 画 区 間	完 成 区 間	施工中区間
伏 見 向 日 町 線	大和街道～沓掛上羽線	油小路線～国道1号線	外環状線～中山石見線
中 山 石 見 線	国道9号～伏見向日町線	国道9号 ～向日町停車場塚原線	向日町停車場塚原線 ～伏見向日町線
西 小 路 通	八条通～丸太町通	七条通～旧二条通（阪急 交差部を除く）	旧二条通～丸太町通

(4) 平成24年度実績

路 線 名	供 用 区 間	延 長	着 工	完成
向日町上鳥羽線	国道171号～葛野大路	1, 440m	元年度	24年度
賀茂川紫竹線 （京都貴船線）	堀川通～御薊橋	170m	21年度	24年度

向日町上鳥羽線道路新設工事完成



賀茂川紫竹線道路拡幅工事完成



2 道路改良及び橋りょう整備事業

(1) 概要

本市は、大都市でありながら、市街地は全市域の3分の1、残る3分の2は山間地という特徴があり、この点を考慮しながら道路改良及び橋りょう整備を進めている。

市街地においては、主として交通渋滞・混雑に対処するため、都市計画街路に整合した改良を重点としている。

一方、周辺部においては、市街地と山間地との地域格差を是正し、均衡ある発展を図るため、人家連たん部分や重要路線などを優先的に、未改良区間の整備と交通不能区間の解消を図っていくことを重点としている。

また、都市間交通ネットワーク機能の強化を図るため、京都広河原美山線（二ノ瀬バイパス）や一般国道162号などの広域道路網の整備を進めている。

そのうち、二ノ瀬バイパスについては、昨年9月にトンネル工事に着手しており、今年度も引続き工事を進めている。また、今後トンネル前後の現道拡幅工事にも着手し、26年度末供用開始を目指し、事業を推進する。

(2) 事業費の推移(当初予算額)

(単位:百万円)

年度 区分	20	21	22	23	24
補助事業	980	1,141	816	979	1,462
単独事業	829	802	86	66	75
計	1,809	1,943	902	1,045	1,537

(3) 事業施工中の主な道路

路 線 名	延 長	着 工	完成予定
京都広河原美山線（二ノ瀬バイパス）	2,150m	17年度	26年度
西陣杉坂線（釈迦谷工区）	700m	17年度	25年度

二ノ瀬バイパス トンネル南側坑口付近



国道162号高雄改良



道 路 建 設 部 道 路 環 境 整 備 課

1 交通安全施設等整備事業

(1) 交通バリアフリー法に基づく対策事業

①事業期間 平成14年度～平成26年度以降

②重点整備地区

[道路特定事業計画策定済地区] (14地区)

桂, 山科, 烏丸, 向島, 京都, 嵯峨嵐山, 河原町, 稲荷, 京阪五条・七条, 桃山御陵前
京阪藤森, 東福寺, 伏見 (京阪五条・七条は二地区を一体として策定)

幅の広い歩道の整備や, 段差や傾斜・勾配を解消した歩行空間のバリアフリー化及び自動車走行を制限する歩車共存道路を整備することで, 高齢者や障害のある方など, すべての人々が, 安全で快適に歩けるバリアフリー構造の歩行空間を, ネットワークとして連続的に整備している。

平成12年に制定された交通バリアフリー法に基づき, 平成14年10月に策定された「京都市交通バリアフリー全体構想」で選定された14地区の重点整備地区について, 基本構想と道路特定事業計画を策定し, 駅と駅前広場, その周辺施設を結ぶ経路, 駅前広場等のバリアフリー化の事業を順次進めている。

重点整備地区のバリアフリー事業進捗状況

地区名	基本構想策定	道路特定事業計画策定	事業進捗状況	備考
山科地区	平成15年10月	平成16年3月	平成19年度完成	完成
桂地区	平成15年10月	平成16年3月	平成20年度完成	
烏丸地区	平成16年10月	平成17年3月	事業中	継続
向島地区	平成16年10月	平成17年3月	平成21年度完成	完成
嵯峨嵐山地区	平成17年11月	平成18年3月	平成22年度完成	
京都地区	平成17年11月	平成18年3月	事業中	継続
河原町地区	平成18年10月	平成19年3月		
稲荷地区	平成18年10月	平成19年3月		
京阪五条七条地区(※2地区)	平成19年 9月	平成20年2月		
桃山御陵前地区	平成19年 9月	平成20年2月		
京阪藤森地区	平成20年 9月	平成21年3月		
東福寺地区	平成20年 9月	平成21年3月		
伏見地区	平成20年 12月	平成21年3月		

平成24年度実績 (完成路線)

地区名	完成路線	内容
河原町地区	主要府道 下鴨京都停車場線 (高辻通～松原通)	歩道段差改善
京都地区	一般府道 梅津東山七条線 (猪熊通～大宮通)	歩道段差改善
東福寺地区	一般市道 本町通 (九条跨線橋～三ノ橋川)	歩車共存道路
京阪五条・七条地区	主要府道 下鴨京都停車場線 (高辻通～五条通)	歩道段差改善
	一般府道 梅津東山七条線 (東大路通～大和大路通)	歩道段差改善

(2) あんしん歩行エリア対策事業

平成20年度に、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区として、国土交通省・警察庁により「あんしん歩行エリア」に指定された松ヶ崎地区（左京区）について、交通事故防止に効果的な対策として、歩道、歩車共存道路の整備等を実施している。

2 無電柱化推進事業

(1) 概要

本事業は、昭和61年度から、都市災害の防止、都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、幹線道路及び伝統的建造物群保存地区など景観の保全再生に特段の配慮を要する地区を中心に、無電柱化事業に取り組んでおり、整備延長は平成24年度末で60.40kmとなっている。

平成22年度からは、近畿地区無電柱化協議会で確認された「無電柱化候補路線」について、幹線道路の安全確保や、京都らしい歴史的町並み景観の保全再生に、さらに一層貢献できるよう事業を推進している。

(2) 実績（平成24年度末電線共同溝整備延長：60.40km）

計 画 名	実 施 期 間	電線共同溝整備延長
第1期電線類地中化計画	昭和61年度～平成2年度	10.57km
第2期電線類地中化計画	平成3年度～平成6年度	7.65km
第3期電線類地中化計画	平成7年度～平成10年度	11.25km
新電線類地中化計画（第4期）	平成11年度～平成15年度	13.69km
無電柱化推進計画（第5期）	平成16年度～平成20年度	12.18km
無電柱化候補路線	平成21年度～平成25年度	5.06km

(3) 実施中の主な無電柱化工事（平成25年度）

道路種別	路線名	電線共同溝整備延長	備考
地方道	一般市道松原通	0.35km	繰越
地方道	主要府道京都日吉美山線（愛宕街道）	0.25km	繰越
地方道	主要府道宇多野嵐山山田線他（渡月橋南詰）	0.12km	繰越

翔鸞緯7号線（上七軒通）

整備前



整備後



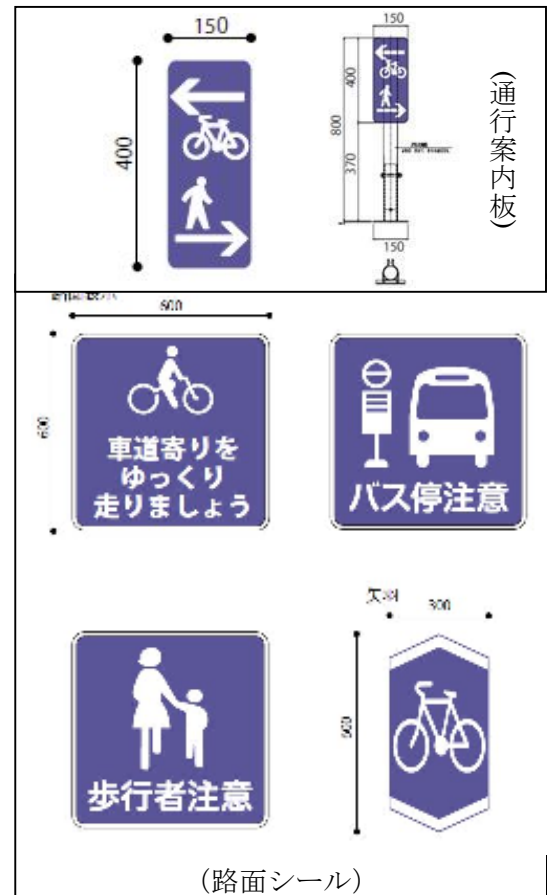
3 自転車通行環境整備事業

(1) 概要

歩行者と自転車が、安心・安全に通行できる道路環境の確保に向けて、平成22年度に実施した「御池通自転車通行環境整備に係る実証実験」結果等から有効性を検証するとともに、京都府警や国とも連携し、環境にやさしく、「歩くまち・京都」にも寄与する自転車通行環境整備に向けた取組を進めていく。

(2) 取組状況及び予定

- ・平成22年11月 御池通自転車通行環境整備に係る実証実験

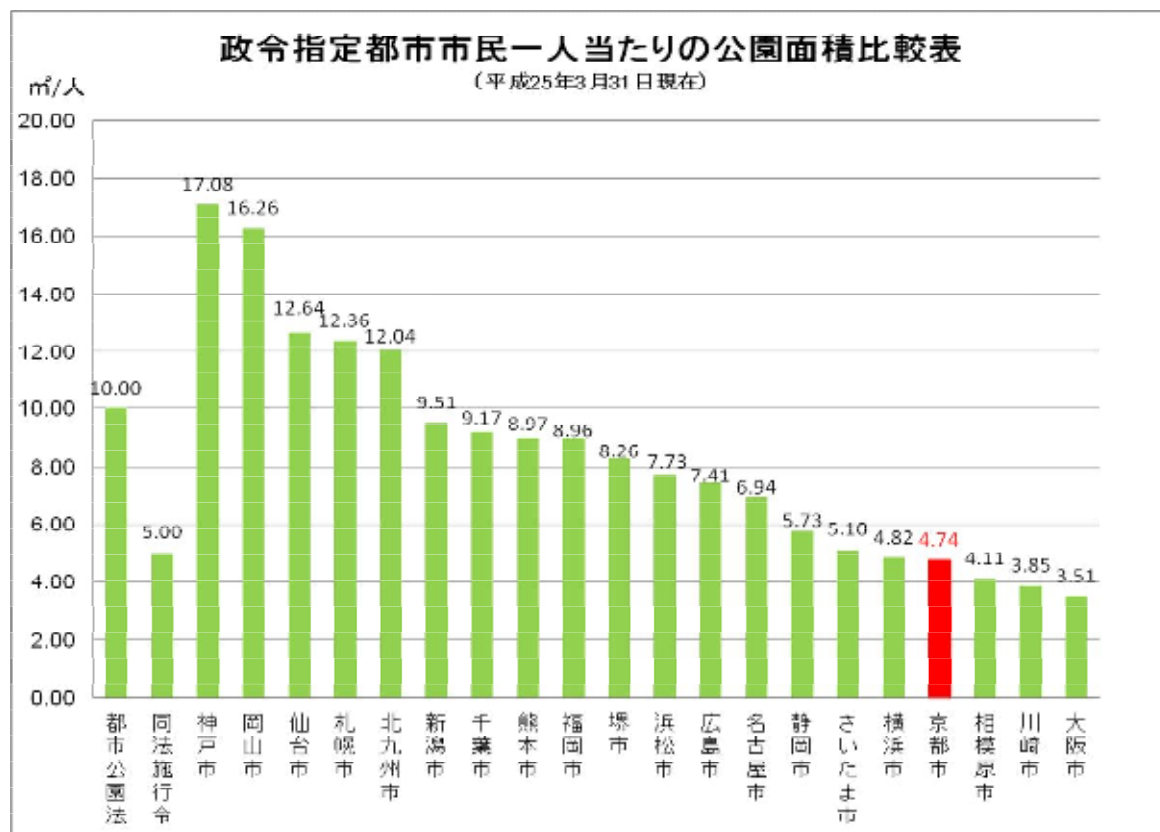


- ・平成24年3月 「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」案のとりまとめ
- ・平成24年度 御池通（堀川通～御池大橋）南北歩道詳細設計
七条通（大宮通～千本通）詳細設計完了
烏丸通（丸太町通～御池通）整備完了
- ・平成25年度予定 御池通，七条通等において整備を推進

1 現状

京都市は、三方を緑の多い山に囲まれていること、神社、仏閣及び名勝地が散在していることから、大都市の中では自然の風光に恵まれている。

しかし、本市における市民1人当たりの公園面積は4.74㎡であり、京都市都市公園条例に規定する「住民1人当たりの公園面積の標準は10㎡以上」を目標に、公園の整備に努めている。



2 都市公園の役割

- (1) 子ども達に遊び場を提供し、青少年や高齢者の運動の場となり、心身の健全な発達を促す場となる。
- (2) 都市に生活する住民に散策や憩いの場を提供し、住民相互のコミュニケーションの場となる。
- (3) 騒音を和らげ、災害の発生の防止とともに、災害時の避難地や避難路となる。
- (4) 都市施設として、都市環境の整備及び改善、都市景観の増進に資することにより、都市形態を整える。

3 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進

本市では、大切な緑を守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるため、平成22年3月に、緑分野の総合計画である、「京都市緑の基本計画」を策定した。

また、基本計画に掲げる施策を着実に推進するための実行計画として、「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」を平成23年5月に策定し、従来の指標であった「緑被率」、「一人当たり

公園面積」に加えて、「人の目の高さにおける、目に見える範囲のみどりの割合」である「緑視率」を新たな指標として導入した。

今後、「推進プラン」に基づき事業を進めることにより、「緑の基本計画」の理念と目標の実現を目指すとともに、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、生物多様性の確保、景観対策などに寄与し、「環境モデル都市・京都」にふさわしい緑豊かなまちの実現を目指していく。

4 緑化施策

(1) 京のまちなか緑化助成事業

地球温暖化防止やヒートアイランド現象緩和、良好な景観形成などを目的に、市民や企業等が行う建築物の屋上・壁面や、駐車場・生垣など敷地の緑化を対象にした「京のまちなか緑化助成事業」を実施している。

(2) 四季の花ストリート事業～スポンサー花壇～

本市のシンボルロードである御池通において、市民・事業者との協働により、四季折々の草花等を身近に楽しむことができる「四季の花ストリート事業」を推進するため、「スポンサー（協賛金を出資）」と「サポーター（日常の維持管理を実施）」の協力を得て、「スポンサー花壇」102基を設置し、維持管理を行っている。

(3) 京都市記念植樹奨励事業

まちなかに、花と緑豊かな「新たな花の名所」を創出するため、結婚・誕生や、企業の創立といった慶事等を迎えた市民・企業・団体に、費用の一部を負担していただき、公園等に花木を植樹していただく「京都市記念植樹奨励事業」を平成22年度から実施している。平成24年度は、竹田公園（伏見区竹田中島町）に20本のサトザクラ（カンザン）を植樹した。

(4) 市民公募型緑化推進事業

市民がまちなかで目にする緑を増やし、緑の豊かさを実感できるよう、公共の敷地や建築物で、市民意見を基に緑化を行う「市民公募型緑化推進事業」を実施している。平成25年度は山科区総合庁舎周辺、烏丸通（塩小路通～七条通）、堀川（河川敷）などで整備を行うとともに、市民と協働で維持管理を行える場所に関する情報を把握するため、市民意見公募を行う。

(5) 京都市都市緑化推進協議会の運営

学識経験者、市民、事業者で構成される「京都市都市緑化推進協議会」を運営し、本市における緑化行政の円滑かつ総合的な推進を図っている。



京のまちなか緑化助成



スポンサー花壇



市民公募型緑化推進事業

5 梅小路公園の再整備

梅小路公園は、平安建都1200年記念事業として整備した総合公園であり、平成7年の開園以降、都市における貴重なオープンスペースとして市民に親しまれている。

平成20年度に新たな公園施設として民間事業者から「水族館」及び「鉄道博物館」の整備提案がなされたことを契機に、総合公園としての機能をより充実させるため、事業内容の公益性等を十分考慮した上で、民間事業者の知恵、資本及び経営手法を活かしながら再整備を進めている。

平成23年度は、本市により防災トイレの整備や放送設備の充実、広域避難場所の拡大を行うとともに、公園への交通アクセス向上を図るため、民間事業者による大型バスや自転車駐車場等の整備を行った。

平成24年3月には、京都水族館が開業し、多くの市民や観光客により賑わいが増している。また、同年12月には、JR西日本から平成28年春頃に新たに鉄道博物館を開業する計画が発表された。

これらを契機に、同公園を更に魅力的な空間とするため、平成25年度は、本市において同公園を拡張し、子どもが伸び伸びと遊び、大人も楽しめくつろげる2つの広場（「すざくゆめ広場（仮称）」と「市電ひろば」）を新設する。（平成26年1月 全面開園予定）

両広場には乗降場を設置し、広場の間を最新鋭の蓄電池を動力源とする車両に改良したチンチン電車を走行させる。

「すざくゆめ広場（仮称）」には、芝生広場を整備するほか、市内最大規模の大型遊具、カフェを設置する。



京都水族館



（仮称）京都鉄道博物館のイメージ図



すざくゆめ広場（仮称）イメージ図

6 街区公園の整備

街区公園は子どもたちの安全な遊び場を確保し、住民に憩い、コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難場所として緑豊かな都市環境を生み出している。

平成25年度は、柳の内公園、上鳥羽公園の再整備及び大藪公園、西賀茂第三2号公園（仮称）の新規整備を行い、北梅津公園（仮称）の用地取得を行う。また、次年度の新設整備に向けて、洛北第二3号公園（仮称）、洛北第三4号公園（仮称）、北梅津公園（仮称）の測量設計を行う。

7 街路樹

(1) 街路樹の育成管理

街路樹は、市民生活との共存を図るため、除草、剪定、刈込、病虫害駆除等の手入れが必要であり、高木は概ね隔年（一年おきに交互）で剪定を、低木は毎年刈込を実施している。また、二段階剪定に取り組むなど「紅葉街路樹」への対応を図っている。

(2) 街路樹の種類と数量等（平成25年3月）

種 類	主な樹種	本数（本）	手入れ	その他
高 木 (約 49,000 本)	イチョウ	約 19,400	除草 剪定（夏期，冬期） 害虫駆除	伐採 植替え
	トウカエデ	約 8,000		
	スズカケノキ	約 4,600		
	サクラ	約 4,400		
	ケヤキ	約 3,500		
	ハナミズキ	約 1,000		
	その他	約 8,100		
低 木	ツツジ，クチナシ，シャリンバイ，アベリア他	約 900,000	除草，刈込，害虫駆除	補植 植替え

(3) 街路樹サポーター制度

市民と京都市が共に汗して、街路樹が健やかに生育するよう、街路樹とその周辺部の美化・緑化に取り組んでいく制度のことで、平成25年3月現在、67団体1,154名のサポーターに活動していただいている。



(4) 街路樹の整備事業

ア 道路の森づくり

低木植栽のみとなっている道路の中央分離帯に新たに高木を植栽し、都市緑化の推進を図り、環境モデル都市・京都にふさわしい「道路の森づくり」を目指す。

なお、烏丸通については、「道路の森づくり」「ユリノキ並木再生」「自転車通行環境の整備」を「烏丸通・緑の道路環境整備事業」として、平成24年度から整備を進めている。



烏丸通完成区間

平成20・21年度：堀川通（御池通～五条通）ケヤキ76本

平成22年度：川端通（今出川通～冷泉通）ケヤキ62本，ハナミズキ4本

北大路通（東大路通～叡山電鉄）サルスベリ13本

平成23年度：御池通（天神川～西大路通）ケヤキ49本，サルスベリ4本

平成24年度：烏丸通（丸太町通～御池通）ケヤキ35本，サルスベリ11本

平成25年度：烏丸通（御池通～五条通）ケヤキ等約65本

久世橋通（国道171号線～国道24号線）ケヤキ等約160本

葛野大路通（御池通～四条通）ケヤキ等約40本

御池通（西大路通～御前通）サルスベリ約20本

イ 花の道づくり

観光地周辺や公園緑地等につながる沿道において、緑のネットワークを形成するとともに、花木による名所づくりを行い、まちなかに潤いを与え、花と緑豊かなまちづくりを推進するため、街路樹のない歩道への花木の新植や、老朽化等が進行している街路樹を花木への植替えを進める。

平成25年度植栽箇所

[新植]

○竹田街道（中書島付近）

ハナミズキ約 30 本

○柳長公園前通（下鳥羽小学校付近）

ハナミズキ約 100 本

[植替え]

○二条通（川端通～疏水浜通）

ハナミズキ約 100 本

○新城南宮道（西高瀬川～近鉄京都線）

サルスベリ約 110 本

○津知橋通（旧千本通～竹田街道）

コブシ約 140 本

○大手筋通（国道1号線～新高瀬川）、京都守口線（納所付近）

低木約 21,200 株



整備イメージ

ウ 街路樹リフレッシュ

老朽化、大型化した街路樹について、安全確保、並木景観の保全等の観点から、リフレッシュ（植替え）を進めている。（イチョウ、トウカエデ、スズカケノキ等で50本／年程度）

また、烏丸通（丸太町通～五条通）については、スズカケノキを近代街路樹100周年にちなんで、本市街路樹の始まりとなったユリノキへのリフレッシュ（ユリノキ並木再生）を進めていく。

平成24年度：烏丸通（丸太町通～夷川通） 35本

平成25年度：烏丸通（夷川通～五条通）約110本

エ 桜景観創造プロジェクト

平成22年度に実施した調査結果を基に、樹勢が衰えたサクラ（ソメイヨシノ等）の更新を進め、サクラ並木景観の保全、向上等を図る。

平成23年度：第2疏水分線，木屋町通，白川南通 37本

平成24年度：第2疏水分線，木屋町通，白川北通 79本

平成25年度：第2疏水分線，木屋町通，冷泉通 約50本



木屋町通（高瀬川）

(5) その他

緑政課では、街路樹の他に、苗ほ（松賀茂，宝が池）内の樹木管理及び路傍樹（引継物件）の管理を行っている。

8 公益財団法人京都市都市緑化協会

民有地の緑化及び緑地保全を推進し、緑化思想の普及啓発等を行うことにより、京都市における都市緑化を推進することを目的に、平成7年3月1日本市が全額出資して財団法人京都市都市緑化協会を設立した。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、本市や関係諸団体、市民、事業者との連携・協働によって、「京都市緑の基本計画」の推進をはじめとして、京都の「みどり」の保全・創出・育成を推し進める役割を担っている。併せて、梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園の管理運営を指定管理者として委託している。

同協会は、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 都市緑化の普及啓発事業及び都市緑化事業の推進
- (2) 都市緑化を促進するリーダーの育成
- (3) 都市公園及び緑地を利用した環境学習等の実施
- (4) 都市公園及びこれに類する施設の管理運営業務の受託
- (5) 都市緑化の促進に関する情報収集及び研究
- (6) 上記の事業を推進する団体の育成及び協働
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

水と緑環境部河川整備課

1 総括

本市は、東、北及び西の三方を山稜に囲まれ、南北に伸びる緩やかな平地に立地しており、山間の急傾斜地では、短時間の降雨でも鉄砲水を発生する危険性をはらむ一方、平地下流部の南部地域においては、勾配が非常に緩やかで流末の放流河川との高低差が少ないため、河川水位の上昇による内水氾濫を発生させやすい地理的条件にある。

また、市内平野部のほとんどが市街地であるのみならず、急速な都市化現象が周辺地域にまで及んでいるため、従前の山地や田畑が有していた保水・遊水機能が減少したことが浸水被害を拡大させる原因の一つになっている。このため、更なる安全性の向上を目指して、今後とも治水対策事業の推進が必要である。

このような状況を踏まえて、河川事業及び下水道事業が連携し、遊水地、雨水調整池、雨水浸透枳等の保水・遊水施設の整備なども含めて、各河川流域における様々な施設・事業を複合的に組み合わせた総合的な治水施策を進める必要がある。

一方、河川は、都市部における水と緑の貴重な共有空間であるという面も有している。地域における総合的なまちづくりの中で、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を念頭に置き、市民生活にゆとりと潤いを与える空間として整備していくことが求められている。

このため、「京都市河川整備方針」に基づいて、次の4つの柱を軸に事業を進める。

- (1) 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～
- (2) 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～
- (3) 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～
- (4) 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市と暮らしの再生～

河川の現状

(平成25年4月1日現在)

種 別	管 理 者	河川数	延長 (m)
河川法の適用を受けるもの (一級河川)	直轄河川 (国土交通大臣)	5	42,179
	指定区間 (京都府知事) ※ (都市基盤河川改修事業施行対象区間)	53 (18)	318,270 (29,275)
河川法を準用するもの (準用河川)	京 都 市 長	31	49,993
河川法の適用を受けないもの (普通河川)	京 都 市 長	291	438,512
計		380	848,954

※一級河川の指定区間の延長については、桂川、小畑川等京都市以外の延長を含む。

2 京都市河川整備方針

本市では、昭和41年以来、10次にわたり「治水五箇年計画」を策定し、治水事業を進めており、その結果、全市的な治水安全度は一定高まったが、経済情勢が変化し、本市の財政状況も厳しいものとなったため、選択と集中による重点的・効率的な治水事業の推進が必要とされている。

そこで、「第10次治水五箇年計画」が平成23年度で終了したことを契機に、より重点的・効率的に治水事業を推進するとともに、市民との協働による川づくり・水辺づくりを進めるために、新たな「京都市河川整備方針」を策定した。

(1) 背景・目的

これまで京都の人々は、京都独自の方法で、川や水辺を自分たちの生活に取り入れ、京の水辺の文化を育んできたが、一方で、度重なる水害に苦しめられてきた。

さらに、昨今、自然環境の変化、高齢化・少子化、地域主権時代の到来や厳しい財政状況など、社会情勢、経済情勢が変化してきている。

このような背景の中、これからの京都の川づくり・水辺づくりは、明確な方針をもって進める必要があり、「京都市河川整備方針」を策定することとした。

(2) これからの川づくり・水辺づくり

これからの川づくり・水辺づくりにおいては、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築していくことが重要である。

(3) 実行過程における3つの理念

ア 歴史が導く道標 ～水辺の原風景を知る～

水辺の原形と形成過程を知ること、そして、そのような歴史・文化と治水・利水の在り方、今日の環境の変化などを総合的に理解

イ しなやかな実行と洗練 ～実現を推進する制度と行政～

川からまちへの視野を広げる大きな視点に立った計画づくりや、実行に当たっての市民、企業、事業者及び行政などが連携した継続的な取組

ウ 水辺の品格 ～適正な利用と都市の賑わい創り～

市民、企業、事業者及び行政などの連携及び管理と利用の役割分担の明確化、それに基づく適正利用のルール作り、また、その適切な運営

(4) これからの川づくり・水辺づくりの方針 ～4つの柱～

ア 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～

高瀬川周辺一帯の魅力ある水辺づくり など

イ 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～

旧安祥寺川などの整備

ウ 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～

第二太田川の調整池などの整備

エ 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市とくらしの再生～

小学生等を対象とした水に関する勉強会の実施 など

(5) これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

ア 市民、企業、事業者及び行政の更なる密接な連携

イ 具体的には、シンポジウムやフォーラム（広場）など、市民が参加しやすい場の設置、また、それを活用した市民に親しまれる川づくり・水辺づくりの推進

ウ 関係部局の連携による川づくり・水辺づくりのみにとどまらないまちづくりの推進

エ 本方針については、市民、水に関わる企業、学識経験者及び行政からなる組織を設立し、皆様の御意見をいただき、見直しながら進化を図る。

3 「京都市水共生プラン」の推進

(1) 「京都市水共生プラン」の基本方針

① 流域全体を見据えた治水対策

② 良好な水環境の実現

③ 健全な水循環系の回復

④ ゆたかな水文化の創造

⑤ 雨水の利用

(2) 趣旨

現在、本市では河川事業と下水道事業が連携して浸水対策を進めている。

今後、全庁的な取組により雨水貯留や雨水浸透を積極的に推進し、治水安全度を一層向上させるとともに、雨水浸透の促進による都市内の水循環系の改善を図り、ヒートアイランド現象の緩和や地下水量の回復による河川の平常流量の増加、水質の改善を目指す。

さらに、雨水貯留水の利用促進により、環境への負担の少ない持続可能なまちづくりを進めるとともに、災害時の防災用水としての活用を目指す。

平成15年3月に京都を中心として第3回世界水フォーラムが開催されたことを踏まえ、本プランを市民・事業者・NPO等と連携した京都市の水に関する継続的な取組として位置付ける。

4 都市基盤河川改修事業

(1) 都市基盤河川改修事業制度

河川法では、法河川（一級河川、二級河川）の維持管理は、国土交通省及び都道府県が行うこととされている。しかし、開発の著しい都市周辺部の浸水被害等に対処するためには、まちづくりに係る他事業との関連を踏まえたよりきめ細かい治水対策を実施する必要があることから、本市では、昭和45年以来、都市小河川改修費補助制度を活用し、府知事からの委任に基づいて、河川改修事業を実施してきた。昭和62年には、河川法の一部が改正され、市町村長も一級・二級河川の指定区間（公示区間）について、河川工事又は維持の権限を代行できることとされた。

本市が実施している都市基盤河川改修事業には、本来から一級河川であったものと、普通河川であったものを早期改修の実現に向けて、法河川に格上げして都市基盤河川改修事業制度の適用を受けるようにしたものがある。

都市基盤河川改修事業実施要件

- ① 対象となる河川は、東京都区部、若しくは人口5万人以上の市で、指定区間内の一級河川・二級河川
- ② 改修事業の費用は、都道府県が3分の1を補助する当該市に対して国も3分の1を補助する。

(2) 実施事業

本市では、現在、9河川の指定区間のうちの工事告示区間の改修工事に取り組んでいる。

(3) 主な都市基盤河川改修事業

ア 有栖川

平成11年度に流域の学区住民、学校及び行政による「有栖川を考える会」が発足し、有栖川のあるべき姿についての検討等を行ってきた。

平成13年度からは、沿線や地域住民の参加による「有栖川を考える会 川づくり検討会」を開催し、そこでの意見やアイディアを盛り込んだ改修計画を策定し、整備を実施している。

河川改修としては、構口橋と南梅津橋の中間地点まで実施してきており、引続き上流に向かって改修を進めていく。

イ 旧安祥寺川

本川は、山科盆地の西部に位置し、準用河川岡川や一級河川西野山川等を集めて山科川へ注いでいる。流域内の平地部は著しく市街化しており、特に、JR東海道本線と交差する既設水路が治水上のネック部となり、近年、度々浸水が発生している。このため、JR北側に捷水路を設け、JR交差部の河積拡大を図るとともに、準用河川岡川を捷水路と合流させることにより、岡川合流点付近の浸水対策に寄与する計画の策定を行ってきた。

全工事を2期に分け、第1期工事は、下流完成部分から岡川合流部までの区間（JR東海道本線横断部）をJR委託工事として、第2期工事においては、鉄道近接部の岡川合流部から三条通付近までのシールド区間及び沈砂池の施工を本市施工として実施する。

平成21年度にJR西日本と工事委託契約を締結し、平成22年度から工事用進入路及びJR横断部の工事に着手している。平成25年度も引き続き工事を実施する。

ウ 善峰川

本川は、大阪と京都の府界である釈迦岳に源流を發し、大原野を経て、洛西ニュータウン南で一級河川小畑川に合流する。丘陵地帯を自然流下していたことから、屈曲蛇行区間が多く、流水断面も不足しており、洪水流量の疎通を阻害しているため、河積拡大に併せて、法線を直線化して疎通能力の向上を図っている。

平成24年度は、長岡橋の上流の小塩川合流部付近の工事を実施した。

エ 新川

本川は、桂川右岸流域に位置し、田畑や宅地の排水を集め、上久世で桂川に合流している。都市化の影響による出水量の増大が著しく、流下能力向上のため河積の拡大を行っている。

平成25年度も引き続き上流に向かって改修を進めていく。

また、河川事業に連携して、流域内で下水道事業による雨水幹線の整備が進められている。

オ 西羽東師川

西羽東師川は、本川と支川があり流域全体として排水能力が低く、都市化の影響が著しい流域である。そのため、本川については昭和46年から河川改修を実施し平成15年に暫定改修が完了した。

支川については、平成23年度までに野神橋までの改修を実施し、引き続き上流部の改修を進めていく。

カ 七瀬川

新門丈橋から下流部においては、まちづくりの一環として、平成20年度までに二層式河川として整備を行った。

今後最上流部においては、洪水時に一時的に水を貯留することで全川的に治水安全度を高めるために遊水地の整備を行う。

平成24年度末時点 都市基盤河川別整備進捗状況（単位：m）

河川名		改修計画延長 A	改修済延長 B	未改修延長 A－B	整備率 (B/A) %
西高瀬川	西高瀬川	3,200	1,468	1,732	45.9
	有栖川	2,200	407	1,793	18.5
旧安祥寺川		4,838	3,445	1,393	71.2
善 峰 川		2,700	1,625	1,075	60.2
新 川		2,200	1,798	402	81.7
西羽東師川	本川	3,800	3,800	0	100.0
	支川	2,000	430	1,570	21.5
七 瀬 川		2,880	950	1,930	33.0
白 川		9,448	4,250	5,198	45.0
西野山川	本川	768	647	121	84.2
	支川	427	310	117	72.6
岩 倉 川	岩倉川	2,320	270	2,050	43.4
	長代川	1,300	1300	0	100.0
東高瀬川（※）		2,900	1,800	1,100	62.1
計		40,981	22,500	18,481	54.9

（注）改修済延長には京都府施工分を含む。（※）今後の改修計画の方向性を検討する基礎調査中。

5 水辺環境整備事業

(1) 概要

都心部において、河川空間は、まちの良好な自然景観を形成し、市民の安らぎの場として、貴重な役割を果たしており、まちづくりと一体的に水辺環境の整備や浄化対策を図っていくことが、社会的な要請となっている。

平成9年5月に河川法が改正され、河川管理の目的に、従来からの「治水」、「利水」の二つに加えて、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。

さらに、近年は、河川の形態、修景及び親水といった水辺環境のみならず、河川等の水質の保全と平常時の流量の確保が大きな課題となっており、水系全体の水環境の改善のための施策が望まれている。

そのため、国及び府とも連携し、市民とのパートナーシップの下、水系の水環境の改善を目指した河川環境整備事業を進める。

(2) 堀川水辺環境整備事業

堀川に清流を復活させ、市民が親しめる水辺環境として整備するため、平成11年6月の京（みやこ）の川再生検討委員会（平成10年度に京都府と連携して発足）からの提言に基づき、堀川水辺整備の方向性や施行方法等の技術的な検討を行ってきた。平成12、13年度は市民とのパートナーシップに基づき、ワークショップを実施し、平成14年3月に整備構想を策定した。その後、現地測量や基本設計等を経て平成16年度から工事に着手し、平成21年3月に整備事業が完了するとともに、堀川に清流が復活した。



清流が復活した堀川

(3) 高瀬川再生プロジェクト

高瀬川は、平成26年（西暦2014年）に開削400年を迎えるが、近年、護岸の老朽化や水枯れの発生から良好な水辺空間の維持が困難な状況になりつつあることから、平成22年から高瀬川再生プロジェクトに取り組んでいる。

高瀬川再生プロジェクトは、河川改修のみならず、沿川における他事業や地域との連携も含め、周辺一帯の魅力ある水辺づくりを目指すものである。

平成22年度は、流量観測、漏水箇所等の調査を行い、その結果に基づき、劣化、損傷が著しい一之船入付近から五条通までの水枯れ対策について検討を行った。

平成23年度は、検討結果を踏まえ、一之船入付近から四条通までの設計を実施した。また、まちづくりと一体となった整備に向けて、「銅駝高瀬川フォーラム」を銅駝高瀬川保勝会と合同で開催した。

平成24年度は、一之船入付近から御池通までの改修工事を実施した。

平成25年度は、御池通から三条通までの改修工事と「立誠高瀬川フォーラム」を立誠高瀬川保勝会と合同で開催していく。

高瀬川一之船入付近

改修前



改修後



銅駝高瀬川フォーラムの様子



(参考) 京都市内の一級河川

	河川名	管理者	河川改修事業主体		機能管理者	
			(費用負担)		(費用負担)	
直轄 区間	木津川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
	淀川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
指定 区間 直轄 区間 を含む 河川	桂川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	山科川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	東高瀬川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
	※一部都市基盤河川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	明石川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇治川派流	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小塩川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	音羽川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	御室川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	片波川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鴨川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	貴船川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	清滝川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	久多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	熊田川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鞍馬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	濠川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	静原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	四ノ宮川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	高野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	田原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	知谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	筒江川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	能見川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	灰屋川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	針畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	藤尾川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	古川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	別所川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	細野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	三明谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室地川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	弓削川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間の うち 一部 都市 基盤 河川 を含む 河川 (①)	有栖川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	旧安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川放水路	府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	長代川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	岩倉川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	天神川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	七瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
都市 基盤 河川 (②)	西高瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	善峰川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	合場川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	新川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	瀬戸川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽束師川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽束師川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市

■:京都市が事業を行っている都市基盤河川(18河川)

京都市内の都市基盤河川は、河川法第9条第2項における都道府県知事管理である指定区間のうち、都市周辺部における治水対策のため、府に代わり工事を行ってきた一級河川(①:元一級河川と呼ぶ)と、昭和45年度に創設された都市小河川改修費補助制度に基づき、普通河川を格上げし、補助対象としている一級河川(②:昇格一級河川と呼ぶ)がある。

1 都市公園の概要

(1) 公園緑地とは

一般に「公園」とは、「住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、併せて都市環境の整備及び改善並びに災害時の避難に資するために設けられる公共用地」をいい、「緑地」とは「自然環境の保全整備、快適性の増進等その存立機能により都市環境の整備及び改善、都市景観の増進、公害の防止又は緩和、災害の防止若しくは緊急時の避難等に資するために設けられる公共空地」をいう。

(2) 都市公園の種類

種 類		種別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園		風 致 公 園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地及び水辺地の自然的条件に応じ、適切に配置する。
		動植物公園	動物園及び植物園の特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じ適切に配置する。
		歴 史 公 園	史跡、名勝及び天然記念物の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。
		墓 園	その面積の 2/3 以上を園地等とする景観の良好な、かつ、屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実状に応じ配置する。
		そ の 他	児童の交通知識及び交通道德を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに 1 箇所程度 50ha 以上を標準として配置する。

	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の防止及び緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全及び自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察及び散策利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地中心部の商業・業務系の地域における施設利用者が、休憩するための休養施設及び都市景観の向上に資する修景施設を主体に配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	国の設置に係る都市公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たりの面積が概ね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

2 都市公園の維持管理

(1) 概 要

みどり管理事務所による適時の巡回，施設の緊急補修及び簡易な施設の維持更新を行っている。

また，公園愛護協力会(※)が結成されている街区公園等については，清掃，除草等の軽易な作業を行ってもらっている。

なお，梅小路公園及び大宮交通公園については，京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき公募等を行い，平成18年度から公益財団法人京都市都市緑化協会（平成24年4月1日付けで財団法人から公益財団法人へ移行）及び一般財団法人京都市都市整備公社（平成24年4月1日付けで財団法人から一般財団法人へ移行）を指定管理者に指定している。また，宝が池公園子どもの楽園についても，平成23年度から公益財団法人京都市都市緑化協会を指定管理者に指定している。

※地元で自発的に結成された団体で，公園の清掃，除草，遊具等の危険箇所の通報，公園の正しい利用方法の指導等の活動をされている。

(2) 各公園管理事務所の所轄区域

名 称	所 轄 区 域
北部みどり管理事務所 TEL：882-7019	北区，上京区，左京区，右京区，西京区
南部みどり管理事務所 TEL：643-5405	中京区，東山区，山科区，下京区，南区，伏見区

(3) 公園愛護協力会結成状況（平成25年3月31日末現在）

行政区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	合計
公園数	60	21	113	26	17	84	28	87	73	113	256	878
結成数	35	16	83	24	10	60	23	56	57	88	180	632

(4) 公園緑地維持管理費の推移(単位：千円)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24
費 用	707,550	688,127	691,686	686,210	691,635	704,381	697,398	713,468

3 各種許可

(1) 行為許可

催し物等により都市公園の一部又は全部を独占して使用するについて，京都市都市公園条例に定める要件に該当する場合，これに基づき許可している。

(2) 公園施設設置又は管理の許可及び公園の占用許可

公園施設を設置・管理又は公園内を占用するについて，都市公園法及び京都市都市公園条例に定める要件に該当する場合，これに基づき許可している。

4 梅小路公園

(1) 概 要

緑の少ない都心部に大規模な緑の拠点を創出するため、平成7年4月29日に設置された。「都心の緑の創造」、「歴史の継承と未来への飛躍」をテーマとし、平安建都1200年記念事業の一環として朱雀の庭、緑の館、ふれあい広場、チンチン電車等の施設がある。

また、平成24年3月には園内に「京都水族館」が開業した。

(2) 管理運営

一部の区域を除いて、指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会が管理している。

(3) 公園施設を供用する日及び時間

区 分		供用時間	供 用 し な い 日
緑 の 館	和室及び 茶 室	午前9時から 午後5時まで	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
	イベント 室	午前9時から 午後9時まで	
	その他の 部 分	午前9時から 午後10時まで	
庭 園		午前9時から 午後5時まで	
チ ン チ ン 電 車		午前10時から 午後4時まで	月曜日から金曜日(ただし、休日に当たる日を除く。)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
駐 車 場		午前0時から 午後12時まで	なし

(4) 公園施設年度別料金収入

(単位：千円)

区 分	17	18	19	20	21	22	23	24
緑 の 館	2,409	3,466	2,561	2,564	2,583	2,608	2,689	3,100
庭 園	1,275	1,312	1,245	1,689	2,347	2,043	1,726	3,555
チンチン電車	4,248	4,330	4,398	3,983	4,342	3,540	2,852	4,224
駐 車 場	56,149	45,524	47,509	50,075	51,235	49,547	48,041	61,047
合 計	64,081	54,632	55,713	58,311	60,507	57,738	55,308	71,926



京都水族館と芝生広場



河原遊び場

5 大宮交通公園

(1) 概 要

子ども達が楽しみながら交通に関する知識や交通ルールを身につけることを目的として、昭和45年5月に設置された。公園全体を一つの都市形態に見立て、各種の交通施設を備え、園路をゴーカートで走れるようになっている。このほか、市電、蒸気機関車、交通教室等がある。



市 電



ゴーカート

(2) 管理運営

平成18年4月1日から指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社が管理している。

(3) 開園時間及び休園日

ア 開園時間 午前9時から午後4時30分まで

イ 休 園 日 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) ゴーカート運行時間及び日

ア 運行時間 午前9時から午後4時まで

イ 運 行 日 休園日を除く木曜日、土曜日、日曜日、祝日、3月25日から4月7日まで及び7月21日から8月31日まで

(5) ゴーカート年度別料金収入 (単位：千円)

年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
収 入	11,832	12,584	11,972	11,189	11,974	12,109	10,688	11,272



6 宝が池公園子どもの楽園

(1) 概 要

宝が池公園の東の端に位置する面積約4.3ヘクタールの広場で、昭和39年に競輪場跡地を利用して開設され、平成20年3月26日にリニューアルオープンした。

公園内は、「大広場」「遊具」「プレイパーク」の大きく3つのゾーンに分けて設計されており、ゾーンに応じて様々な体験や遊び方ができる。子どもたちの自由な遊びと創造力を引き出す「子どもが主役」の公園である。

(2) 管理運営

平成23年4月1日から指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会が管理している。

(3) 開園時間及び休園日

ア 開園時間 午前9時から午後4時30分まで

イ 休 園 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) プレイパーク

プレイパークは、子どもたちが「自由なあそび」を作る場、やりたい気持ちを実現する場所で、子どもたちの発想で様々なあそびが展開され、日々変化を続けるあそび場である。禁止するのではなく、自分で考え、創造し、やってみる。「自分の責任で、自由にあそぶ」をモットーとし、失敗も怖がらずに進んでいくことで、責任を持って行動し、やりとげる力、生きる力を育む。

ア 通常プレイパーク

- ・道具を使った自由な遊びや昔遊び
- ・木の実、葉っぱ、小枝を使ったクラフトや楽器づくり
- ・季節のお話し会 など

イ 自然あそび教室

- ・ゲームやクイズを通した植物、虫、野鳥などの観察
- ・植物の管理、育成によるプレイパークの森の魅力アップのための取組
- ・自然の恵みを使ったアートや草木染め など



親水空間



芝生広場

都 市 整 備 部

(市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所)

1 土地区画整理事業の概要

(1) 事業の目的

土地区画整理事業は、良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園、水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資するものである。

(2) 事業の沿革

本市における土地区画整理事業は、大正末期から外郭循環路線の建設と市街地の整備を目的として施行したのに始まる。現在、旧市街地周辺部にみられる整然とした街区は、ほとんど区画整理事業により形成されたものであり、事業施行済の地区は94地区、その面積は約3,648haに及び、これは市街化区域面積の約24%に相当する。

(3) 事業で用いられることば

ア 減歩

区画整理事業を施行する際、新しく必要とする道路、公園及び水路等都市生活に必要な公共施設用地や、事業資金を生み出す保留地に充当するために、各地権者から受益に応じて土地を提供してもらうこととなるが、この土地の面積が減少することを「減歩」という。

減歩には、公共施設用地を生み出す「公共減歩」及び保留地を生み出す「保留地減歩」があり、従前の土地に対する減歩の割合を「減歩率」という。減歩により面積は減るが、宅地の有効利用及び生活環境の改善により、土地の評価は従前に比して上昇する。

イ 換地

施行前の土地の代わりに施行後に権利者に交付する減歩をした土地を「換地」という。換地は、従前の土地と位置、面積、利用状況及び環境について照応していることを原則とし、整理前後における適正な評価計算の結果を基に、位置、形状及び面積を定めている。個々の条件により換地に生じる多少の不均衡は、金銭によって清算しており、これを「清算金」という。

ウ 保留地

事業により整理した宅地のうち、一部の土地を換地として定めず、事業費に充当するために売却する土地をいう。

(4) 事業の施行者

ア 地方公共団体（市）

本市がまちづくりの観点から区画整理事業を施行するもので、都市計画で施行区域を定め、事業計画のうち設計の概要について、国土交通大臣の認可を受ける。また、施行規程を条例で定め、施行地区ごとに審議会と評価員を設けなければならない。

審議会は、地区内の権利者から選挙により選ぶ委員及び市長が選任する学識経験者から成り、権利者の意見が十分反映され、事業が公正かつ公平に行われるよう、施行者と権利者を結ぶパイプ役を果す。評価員は、土地の評価に関して公正を確保するため、施行者に意見を述べる。

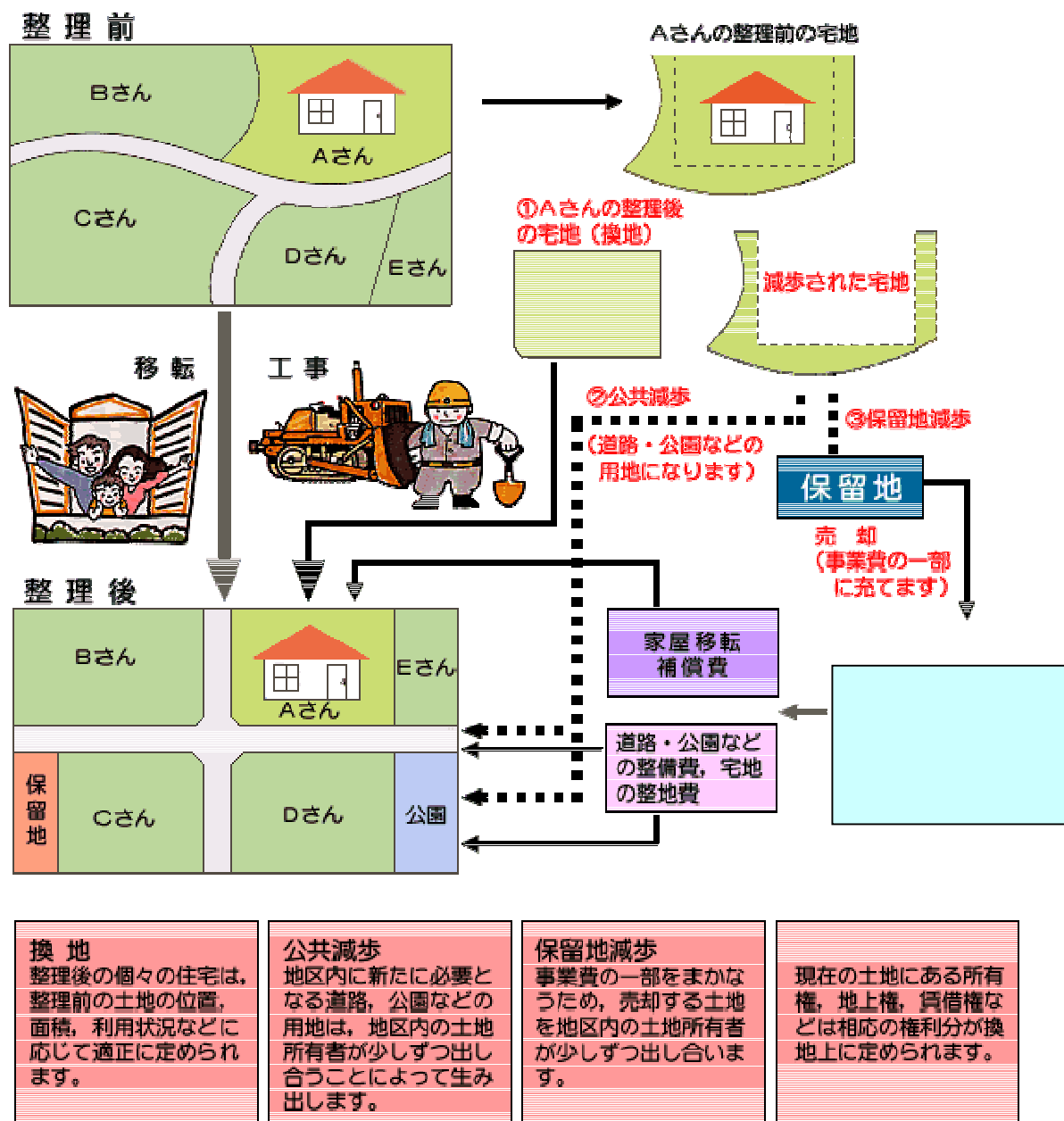
イ 組合

土地所有者又は借地権者が7人以上共同して土地区画整理組合を設立し、事業を施行する。

組合を設立しようとする者は、定款及び事業計画を定め、設立について市長の認可を受けなければならない。

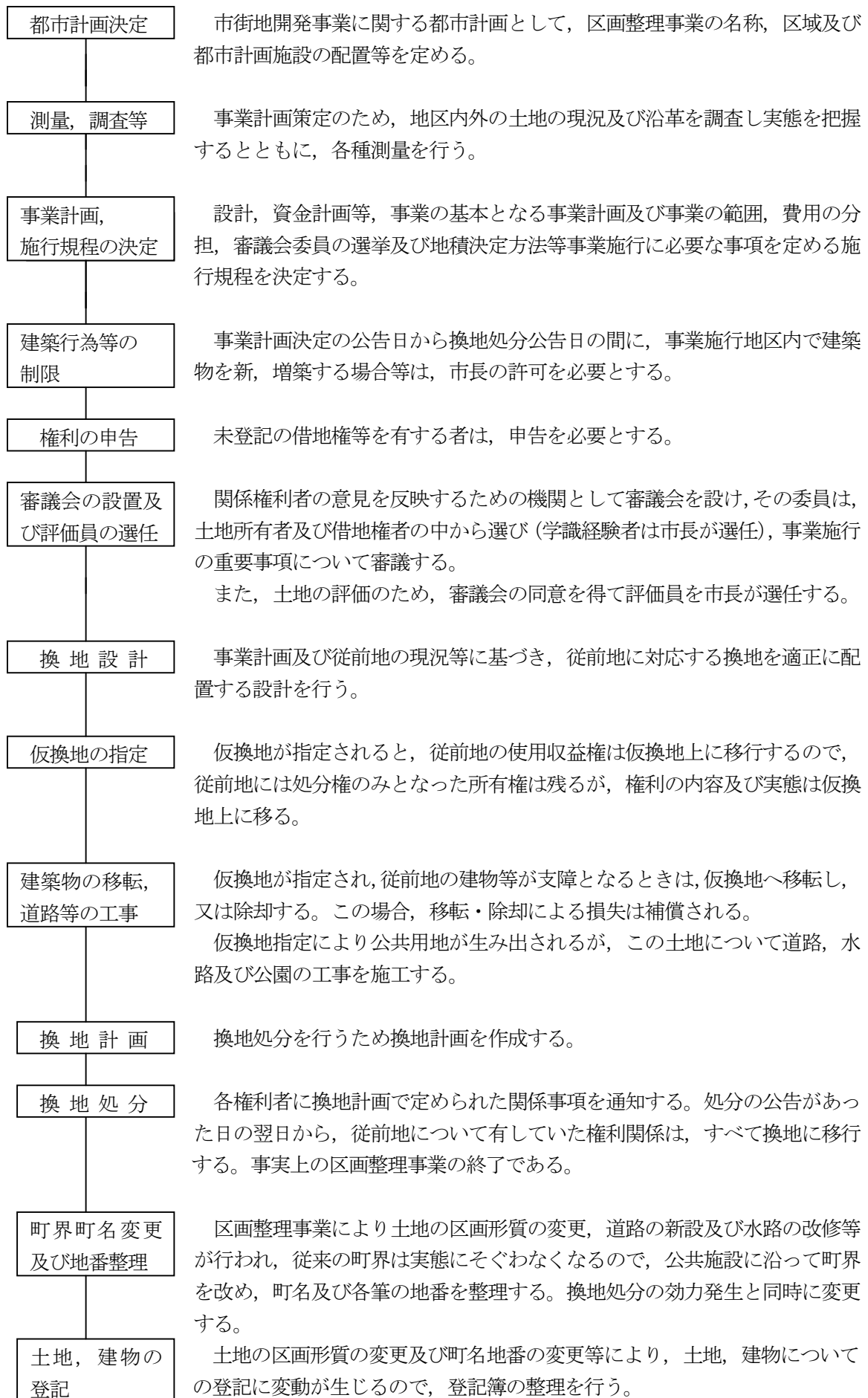
ウ その他

個人、区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構による施行がある。



注：減価型の事業の場合は、保留地は設定されず、公共施設用地に充当する土地を先行取得して実質減歩率を下げる方法が通例です。既成市街地で地方公共団体施行の場合に限定されています。

(5) 事業の進め方（公共団体施行の場合）



清算金の徴収 及び交付	換地相互間の不均衡を金銭をもって是正するのが清算金であり、施行前の土地の価額と施行後の土地の価額との差を徴収交付する。
公共施設の 管理引継	道路、公園及び水路等の公共施設は、原則として換地処分公告日の翌日において各公共施設の管理者に引き継がれる。

2 施行中の土地区画整理事業

(1) 京都市施行

(平成25年4月1日現在)

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
伏見西部第三	104.5ha	S60～H25	20.54%	96.9%	89.2%	18,157 百万円
伏見西部第四	116.7ha	S63～H43	20.17%	40.8%	33.9%	28,000 百万円
伏見西部第五	108.9ha	H14～H27	22.60%	0.9%	0.0%	40,217 百万円 (42,749 百万円)
上鳥羽南部	151.0ha	S46～H26	20.38%	97.9%	98.3%	19,489 百万円
洛北第二	53.3ha	S53～H31	25.77%	100.0%	100.0%	7,472 百万円
崇仁北部第一	2.9ha	H23～H28	3.08%	0.0%	0.0%	177 百万円

※伏見西部第五の事業費の下段（ ）書きは、まちづくり交付金を含んだ金額である。

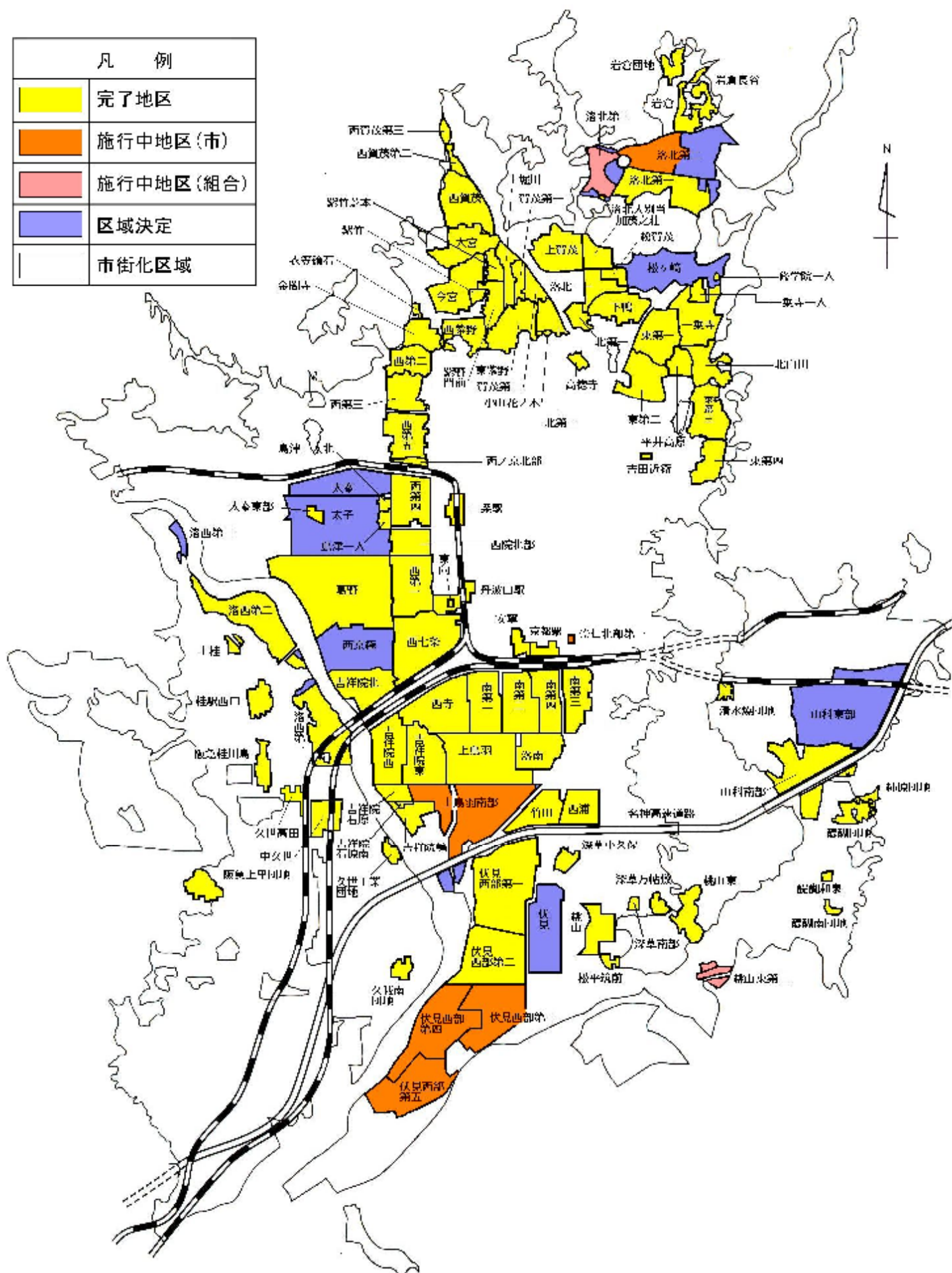
※洛北第二は清算を含む施行期間

※崇仁北部第一は都市計画局所管

(2) 組合施行

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
洛北第三	32.1ha	H 6～H30	29.32%	100.0%	100.0%	8,775 百万円
桃山東第二	9.1ha	H 8～H25	54.95%	100.0%	99.5%	5,126 百万円

土地区画整理事業施行位置図



3 各地区の進捗状況

(1) 市施行

ア 伏見西部第三地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第二地区の南に位置し、一般国道1号及び外環状線沿いは交通の便が良いことから、流通業務施設等の進出が著しく、事業の進捗に伴い立地条件に併せた流通業務系の市街地が新油小路通沿いにまで形成されてきている。

平成25年度は、交差点改良工事、物件移転補償、橋梁工詳細設計等を実施する。

イ 伏見西部第四地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第三地区の西南に位置し、地区面積の約半分が農地として利用されている。

地区中央を縦貫する府道京都守口線沿いには、交通の利便性を生かした流通業等の倉庫や機械金属関係の工場が立地しており、事業の進捗に伴い、流通業務施設等の進出によって、都市化の急速な進展が予想される地域である。

平成25年度は、都市計画道路舗装工事、区画道路築造及び舗装工事、水路築造工事、物件移転補償等を実施する。

ウ 伏見西部第五地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部地区土地区画整理事業の最終工区として、伏見西部第四地区の西南に位置し、一級河川桂川と宇治川に挟まれた平坦地で、地区内には防災拠点ではあるが、アクセス道が不足している横大路運動公園と京都競馬場の駐車場を含んでおり、無秩序な市街化も進む中、早急に公共施設の整備改善が望まれる地域である。

平成25年度は、区画道路築造工事、旧排水機場樋門・樋管撤去工事、事業計画変更等業務委託等を実施する。

エ 上鳥羽南部地区（担当：整備推進課）

名神高速道路京都南ICに近く、一般国道1号が縦貫し、市街地の拡大が進んでいる。

平成25年度は、残る公共施設の整備の着手に加え、換地設計の変更及び出来形確認測量等を進める。

オ 洛北第二地区（担当：整備推進課）

市街地の東北部にあり、宝が池公園の北に位置している。

平成25年度は、換地計画策定を実施する。

カ 崇仁北部第一地区（担当：都市計画局住宅室すまいまちづくり課）

昭和60年から施行された崇仁北部第四地区住宅地区改良事業の地区内に位置し、京都駅や京阪七条駅に近く、国道24号（河原町通）や塩小路通が縦横に交差し、全域が商業地域又は近隣商業地域であり、ポテンシャルの高い地区であるが、同事業の長期化による人口減少等により地域活力が低下している。そのため、土地区画整理事業との合併施行により、改良事業の早期完了を目指す。

平成25年度は、移転補償の交渉を進める。

(2) 組合施行

ア 洛北第三地区（担当：一般財団法人 京都市都市整備公社区画整理部）

市街地の北部に位置し、地区の東は洛北第一及び第二地区に接している。

平成25年度は、公共施設引継、換地計画、換地処分、代位登記、区画整理登記、保留地登記などを行う。

イ 桃山東第二地区（担当：一般財団法人 京都市都市整備公社区画整理部）

京都市の東南部に位置し、京阪電鉄宇治線の六地藏駅を中心とした住宅圏内であり、近隣商業地域に近接していることから、住宅地として好条件を備えている。

平成25年度は、保留地処分、事業計画変更（公園予定地の保留地化、資金計画、施行期間延伸）、賦課金徴収、公共施設工事、整地工事、引継図書作成、街区・画地出来形確認測量などを行う。

4 太秦東部地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、地下鉄東西線の西伸による整備効果を最大限に発揮させ、公共交通の利便性を高めるため、太秦天神川駅を中心とし、地下鉄及び京福電鉄並びに路線バスの各交通機関相互を円滑に接続するための交通拠点づくりのための公共施設整備を行う区画整理事業との一体的施行で、再開発ビルに右京区役所総合庁舎等を整備し、右京区の新たな交流拠点を創出することを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約118億円

イ 施行面積 約0.9ha

ウ 事業計画期間 平成15年度～平成20年度

エ 権利者数 6名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者4名(1名分は他権利者が相続)及び地区外転出者1名

(3) 施設建築物

右京区の新たな交流拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地6,827㎡に、地下1階及び地上5階(住宅部分は地上8階)の再開発ビルを建設し、ここに右京区総合庁舎(1・2・5階)、右京地域体育館(3・4階)、交通局庁舎(3・4・5階)、右京中央図書館(3階)、一般分譲住宅56戸、店舗4区画(1階)が配置されている。

また、建物上屋には公開の緑化スペースを設け、良好な施設環境を整えている。

5 山科駅前地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、山科駅前地区約2.8haの区域を対象に、地下鉄東西線の建設計画と整合させながら、市街地再開発事業の手法により、道路、地下道及び駅前広場の公共施設を整備するとともに、土地の高度利用を図りつつ、住宅やホテル及び商業施設を配置する新しいまちづくりを進めることを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約883億円

イ 施行面積 約2.8ha

ウ 事業計画期間 平成3年度～平成11年度

エ 権利者数 120名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者65名及び地区外転出者55名

(3) 施設建築物

	用 途	構 造 等
RACTO-A	ホテル(ホテルブライトンシティ山科) 商業施設(ラクトメトロモール) 飲食店	地上8階地下2階 延床面積 8,391 ㎡
RACTO-B	商業施設(専門店街ラクト・大丸山科店・ニトリ) 住宅(メゾンウエスト・95戸) 健康・文化施設(京都市ラクト健康・文化館) 駐車場(京都市山科駅前駐車場・264台)	地上9階地下3階 延床面積 50,813 ㎡
RACTO-C	金融機関・店舗・医療機関 生涯学習施設(京都市生涯学習総合センター山科) 住宅(メゾンイースト・67戸)	地上9階地下3階 延床面積 12,220 ㎡
RACTO-D	アミューズメント施設・医療機関 オフィス	地上7階地下2階 延床面積 6,158 ㎡

(4) 公共施設

ア 道路・地下道

駅前ターミナルから南に向かう駅前通りは、幅員22mに拡幅整備するとともに、再開発ビル、地下鉄、JR及び京阪電鉄各駅を結ぶ地下道を整備している。

イ 広場・公園・駐車場

中交通広場については、バス及びタクシーが乗り入れられる駅前ターミナルとして整備し、地下には自転車及びミニバイクを1,900台収容できる「京都市山科駅自転車等駐車場」を整備している。駐車場については、再開発ビル・RACTO-Bに264台収容の公共駐車場「京都市山科駅前駐車場」を設置している。

6 京都駅南口地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、京都の南部と北部を結ぶ接点に位置する京都駅南口地区を市街地再開発事業の手法により、駅前広場、街路等の公共施設の整備と再開発ビルを建設することによって、国際文化観光都市京都の南の玄関口にふさわしく、かつ、南部地域開発の拠点として必要な商業、文化及び観光機能を持たせることを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約213億円

イ 施行面積 約2.2ha

ウ 事業計画期間 昭和55年度～昭和58年度

エ 権利者数26名 うち、権利変換者6名及び地区外転出者20名

(3) 施設建築物

南部地域開発の拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地7,190㎡に、地下3階及び地上9階(一部は地上13階)の再開発ビルを建設し、ここに商業、文化、観光及び業務の機能を設けている。また、敷地内に2,167㎡の空地を設け、良好な施設環境を整えている。

(4) 公共施設

ア 道路

駅前にアプローチするバス及びタクシーの発生集中交通をはじめ、通過交通に十分対応できる都市計画道路4路線の整備を行っている。

イ 広場

京都駅南口に集まる歩行者の安全と自家用車、バス及びタクシー交通に十分対応できるように、施設建築物を取り囲む八条通、竹田街道、針小路通及び烏丸通を拡幅整備するとともに、八条通に面した3,816㎡の交通広場(バスターミナル)を整備している。

ウ 八条通地下横断歩道

交通量の多い八条通の地下に交通弱者用のエレベーター付きの横断歩道を設けて、歩行者の安全を図っている。

また、地下横断歩道の再開発ビル側の出入口は、防災上の配慮及び緑とゆとりの空間を演出するサンクンガーデンとして整備している。

(5) JR 京都駅新幹線下自由通路

京都駅南口地区第一種市街地再開発事業の関連事業として、八条通地下横断歩道に接続する新幹線下自由通路の建設を行い、烏丸通公共地下道、北口広場地下街及び地下鉄京都駅と連結することによって、再開発事業の主目的の一つである京都駅南北両地域の一体化及び南地区利用者の利便性を図っている。

7 京都シティ開発株式会社

(1) 設立目的

本市施行の京都駅南口地区第一種市街地再開発事業及び山科駅前地区第一種市街地再開発事業を基盤事業とし、当該事業によって整備された施設等の管理及び商業施設の運営を主たる業務とするとともに、それらを通じて当該事業地区及び周辺地域の振興、発展に寄与することを目的に設立された第三セクターである。

同社は、その前身である京都駅南口再開発株式会社(昭和55年12月19日設立)及び山科駅前再開発株式会社(平成3年9月2日)が、一体的な経営によって、より一層の健全化を図り、多様化する本市行政活動の代行的及び補完的役割を将来に亘って安定的に果たせる団体となるため、本市の「京都市外郭団体再整備計画」に基づく指導の下、合併し発足した。

平成18年2月1日付けで京都二条開発株式会社と統合し、平成20年度には、一旦、累積損失を解消したが、平成22年度決算において、監査法人の指導により税効果会計を厳格に適用し、繰延税金負債を計上した結果、再度、累積損失が発生した。

(2) 発足年月日 平成14年7月1日

(3) 資本金 5億6,100万円(京都市出資率49.89%,他民間19社)

(4) 主な業務

ア 再開発ビルの管理 (アバンティ及びラクトA・B・C)

イ 商業施設の管理運営(ラクトB商業施設)

ウ 直営駐車場及び駐輪場の経営(山科駅西駐車場及び山科駅西駐輪場)

エ 不動産賃貸業務 (アバンティ B1F~2F 及び BiVi 二条商業施設用地)

オ 京都市事業の受託

(ア) 公共施設維持管理業務 (八条通地下横断歩道,山科駅前地下道等)

(イ) 京都市山科駅前駐車場管理運営 (指定管理者)

(ウ) 京都市山科駅自転車等駐車場管理運営 (指定管理者)

(エ) 京都市ラクト健康・文化館管理運営 (指定管理者)

事業推進室（重点路線担当）

1 一般国道162号栗尾バイパス整備事業

本事業は、平成17年4月に本市と合併した右京区京北地区中心部と本市中心部を結ぶ幹線道路でありながら、山間地という地理条件のために、平面線形が悪く、走行性の劣る一般国道162号の栗尾峠区間をバイパス化することで、安全で快適な道路として整備するものである。

平成17年度から予備設計、測量、各種調査などを行い、平成19年度から国庫補助事業として、詳細設計、用地買収などに着手し、平成21年度に着手したトンネル新設工事（延長2,313m）は、平成24年1月に貫通した。

平成25年度は、トンネル部を含む約3.3km区間の平成25年12月供用開始を目指し、トンネル内歩道舗装工事及び取付道路の工事を進める。

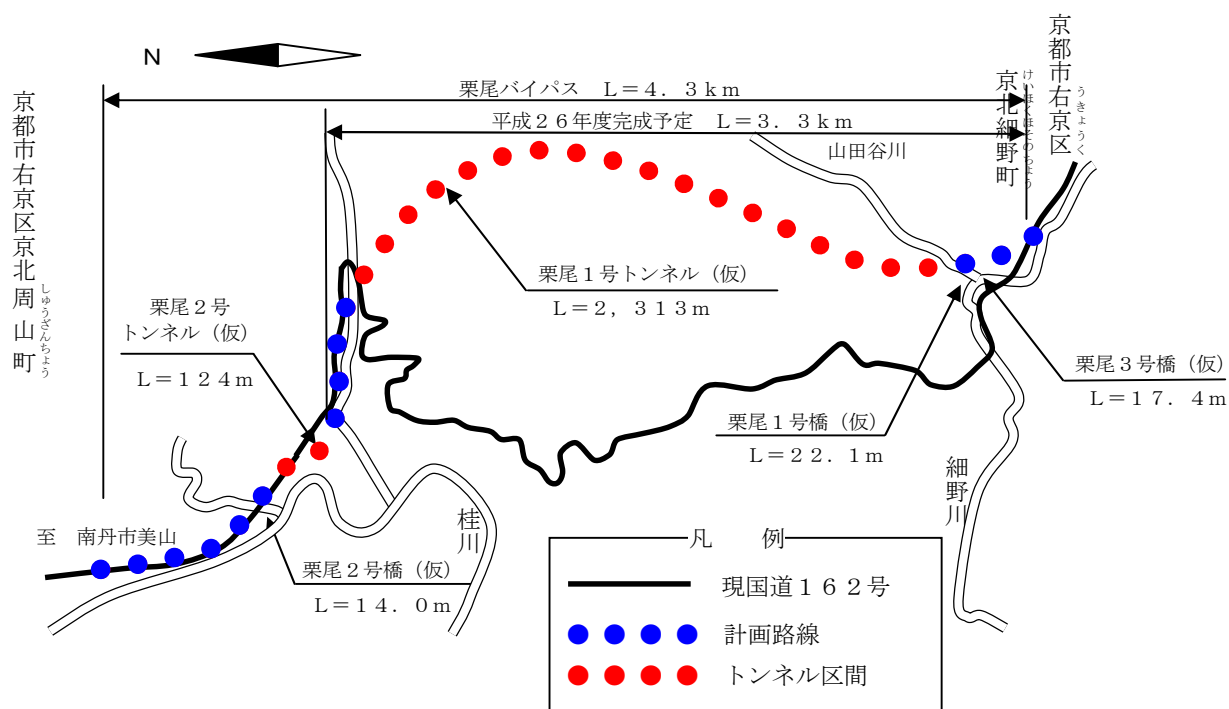
《概要》

事業区間：右京区京北細野町～右京区京北周山町

延長：約4.3km

主要構造物：トンネル（2箇所 2.3km+0.1km）

橋梁（3橋 22.1m+14.0m+17.4m）



2 主要府道 大山崎大枝線道路改築事業〔沓掛工区・西長春日工区〕

府道大山崎大枝線は、大枝・大原野地域における道路ネットワークを形成するとともに、京都第二外環状道路へのアクセス道路としての機能を有する重要な道路である。

特に本区間は、京都第二外環状道路の大原野 I C への連絡道路としての機能を有する区間である。また、当該付近においては、幹線道路網の整備が遅れていることから、市内中心部へ向かう車両だけでなく、通過車両までもが国道 9 号や国道 171 号に集中し、交通環境は極めて深刻な状態であり、当路線を整備することにより交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

平成 11 年度から現地調査、予備設計及び測量を行い、併せて用地買収を実施し、平成 22 年度に全ての用地買収を完了した。

また、平成 20 年度から工事に着手し、平成 25 年 3 月 16 日に沓掛工区の供用開始を行った。平成 25 年度は、大原野 I C 付近までの区間について、平成 25 年 4 月 21 日に京都第二外環状道路と同時に供用開始するとともに、残りの区間を供用開始できるよう工事を進めていく。

《概要》

〔沓掛工区〕 事業区間：西京区大枝沓掛町～西京区大枝西長町、延長：約 600m

〔西長春日工区〕 事業区間：西京区大枝西長町～西京区大原野南春日町、延長：約 1,010m

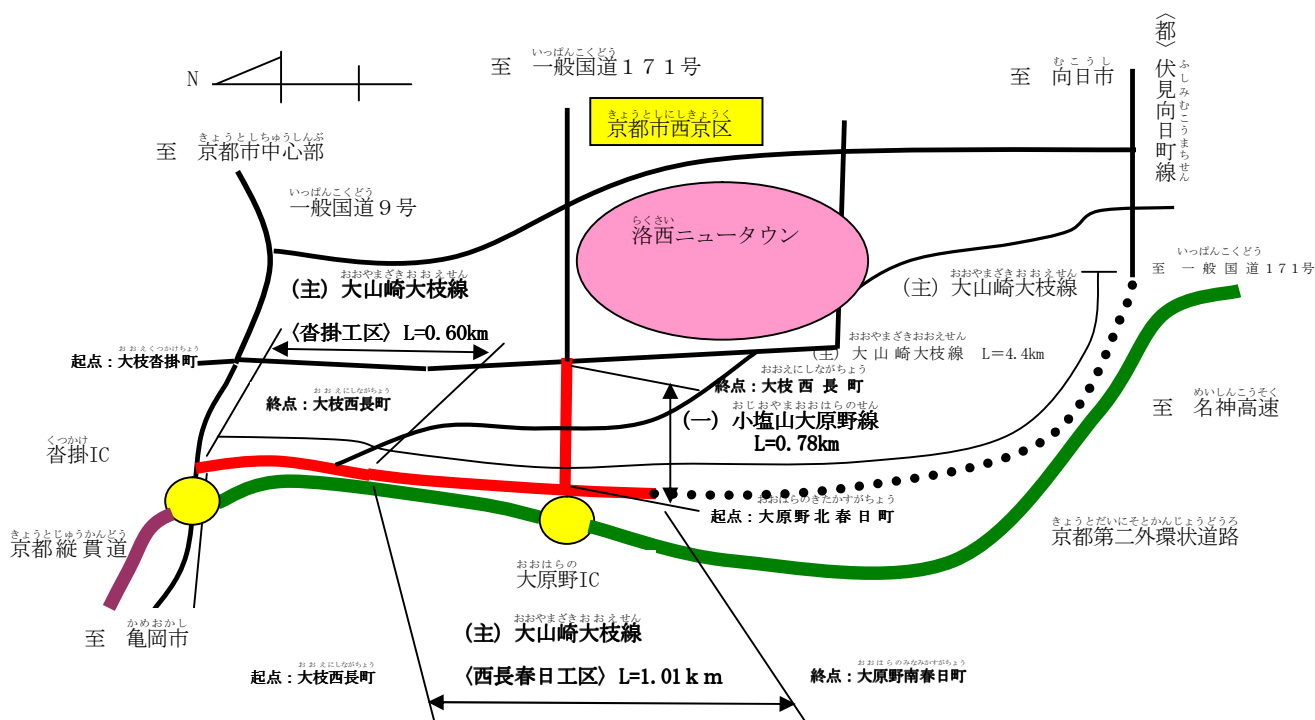
3 一般府道小塩山大原野線道路改築事業

府道小塩山大原野線は、平成 25 年 4 月 21 日供用開始の京都第二外環状道路大原野 I C への連絡道路としての機能及び広域国道網を補完する役割を担い、大原野 I C からの車の生活道路への流入を防ぎ周辺道路の交通渋滞を緩和するとともに、地域間交流の促進にも期待できる路線である。本路線を整備することにより、快適な地域住民の生活や円滑な都市活動を促すものである。

平成 25 年度は、用地買収及び道路完成に向けて工事を進めていく。

《概要》

事業区間：西京区大原野北春日町～西京区大枝西長町、延長：約 780m



事業推進室（立体交差化担当）

1 鉄道の立体交差化事業

道路と鉄道は都市を支える交通基盤として、共に大きな役割を担っているが、市街地においては、踏切に起因する交通渋滞や事故が発生し、踏切の存在が都市交通上の問題となっている。

このため、道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一括して除却し、都市交通の円滑化や線路で分断された市街地の一体化等を図る。

2 JR山陰本線複線高架化事業

JR山陰本線については、京都駅～二条駅間（3.3 km）の高架化（単線）が昭和51年度に完成し、二条駅～花園駅間（3.4 km）の複線高架化が平成14年度に完成した。

しかしながら、本線は本市と京都府中・北部地域を結ぶ都市間幹線鉄道であり、また、本市中・西部地域を結ぶ重要幹線鉄道であるので、輸送力の一層の増強と利便性の向上を図るために、残る単線区間である京都駅～二条駅間及び花園駅～嵯峨嵐山駅間の複線化を進め、併せて、交通渋滞の緩和と歩行者の安全確保のため、花園駅～嵯峨嵐山駅間において、一部高架化による踏切除却を行ったものである。

平成15年度に、京都府及びJR西日本と三者による基本協定を締結し、調査及び設計を実施、平成16年度～平成20年度に仮線設置・切替及び高架橋新設、盛土擁壁工事をを行った。

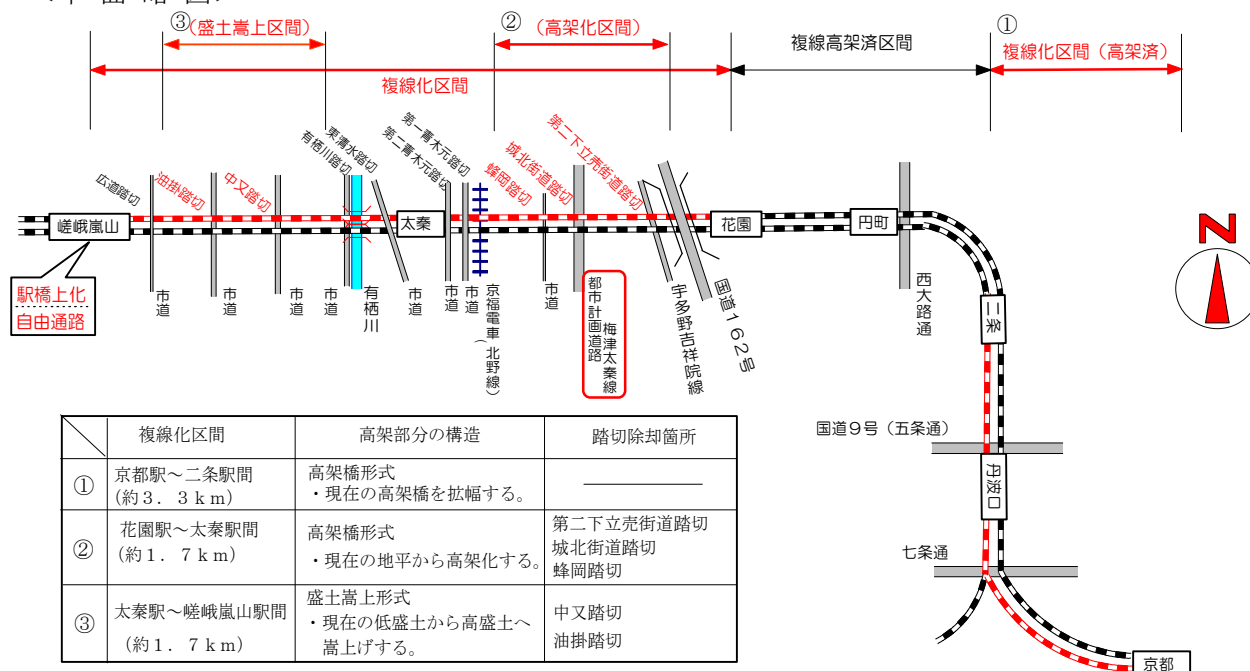
平成20年3月23日に、花園駅～太秦駅間の高架化（単線）が完成し、3箇所の踏切を除却し、同年5月25日には、太秦駅～嵯峨嵐山駅間の盛土嵩上高架切替（単線）により2箇所の踏切を除却した。平成22年3月13日から、京都駅～園部駅間での複線輸送が開始された。

平成22年度は複線高架化後の周辺環境調査等を実施した。

また、嵯峨嵐山駅橋上化及び自由通路の整備については、平成17年度に事業着手し、平成20年6月14日に部分供用、同年11月21日に全面供用を開始した。（平成21年3月、嵯峨嵐山駅橋上化及び自由通路整備事業完了。）

都市計画道路梅津太秦線の整備については、平成24年度に事業着手し、平成25年度は引き続き道路整備を進めていく。

<平面略図>



3 阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化事業

阪急京都線と桂駅南側で交差する山陰街道及び久世北茶屋線では、踏切部での慢性的な交通渋滞により都市機能が阻害されていることから、連続立体交差化を行い、踏切を除却することにより、踏切遮断による交通渋滞や交通事故を解消するとともに、鉄道による地域の分断をなくし、良好な市街地の形成と活力あるまちづくりを進めている。また、自転車歩行者専用道である阪急西側道を山陰街道と久世北茶屋線の間に設置することにより、高架化による環境影響を緩和する。

平成15年度に国庫補助事業として事業採択を受け、平成15年度から平成16年度にかけて事業実施に向けての環境影響評価に係る調査を行い、平成17年度に都市計画決定（平成17年10月）及び概略設計を行った。平成18年度には都市計画事業認可を取得した。

平成19年12月に阪急電鉄㈱と基本協定書を締結して、平成20年3月に仮道路工事に着手、平成20年度からは仮線路工事も行い、平成22年12月に仮線切替が完了し、その後、現在線の撤去及び高架橋基礎工の準備工事を行った。平成23年度から上り線の高架橋本体工事に着手し、平成25年度は引き続き高架橋本体工事を進めていく。

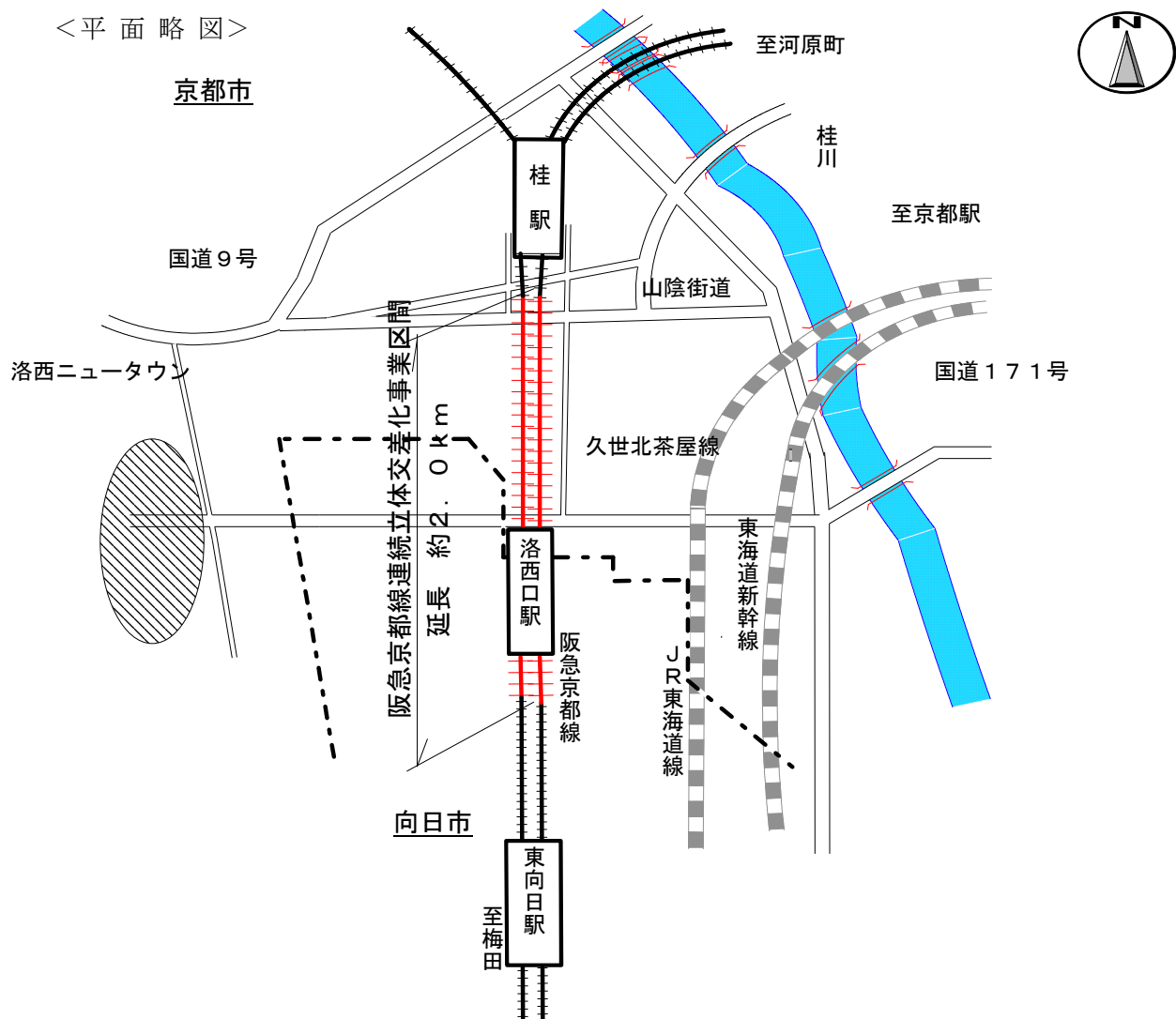
《概要》

事業区間：桂駅南側～東向日駅北側

延長：約2.0km

踏切除却数：3箇所（川岡下三番踏切、物集女踏切、変電所上手踏切）

<平面略図>



4 京阪本線淀駅周辺整備事業

京阪本線淀駅付近については、自転車・バイク等の不法駐車や踏切の影響により、周辺地域の円滑な交通が妨げられており、特に競馬開催日には交通混雑が発生していることから、市民生活や産業活動に影響が出ている。

そのため、京都市、京阪電気鉄道㈱及び日本中央競馬会の三者が協力し、淀駅を含めた鉄道の高架化や緩衝側道及び自転車等駐車場の都市施設の整備を行い、交通渋滞の緩和と地域の利便性の向上を図っていく。また、併せて駅前広場等の整備も行い、都市空間の創出を目指していく。

平成8年度から現地調査及び事業調査を実施し、平成9年度から詳細設計を行った。また、平成11年8月に都市計画決定、同年12月には事業認可を受けて事業に着手した。平成12年度から用地買収や高架工事を進め、平成21年9月に下り線高架切替を行い、平成23年5月には上り線高架切替を行った。これにより、3箇所の踏切が除却され当初の目的が達成された。

平成25年度は、事業完了に向けて淀車庫からの出入庫線高架切替を行うとともに、駅前広場、淀駅南北側道線の整備工事を進める。

《概要》

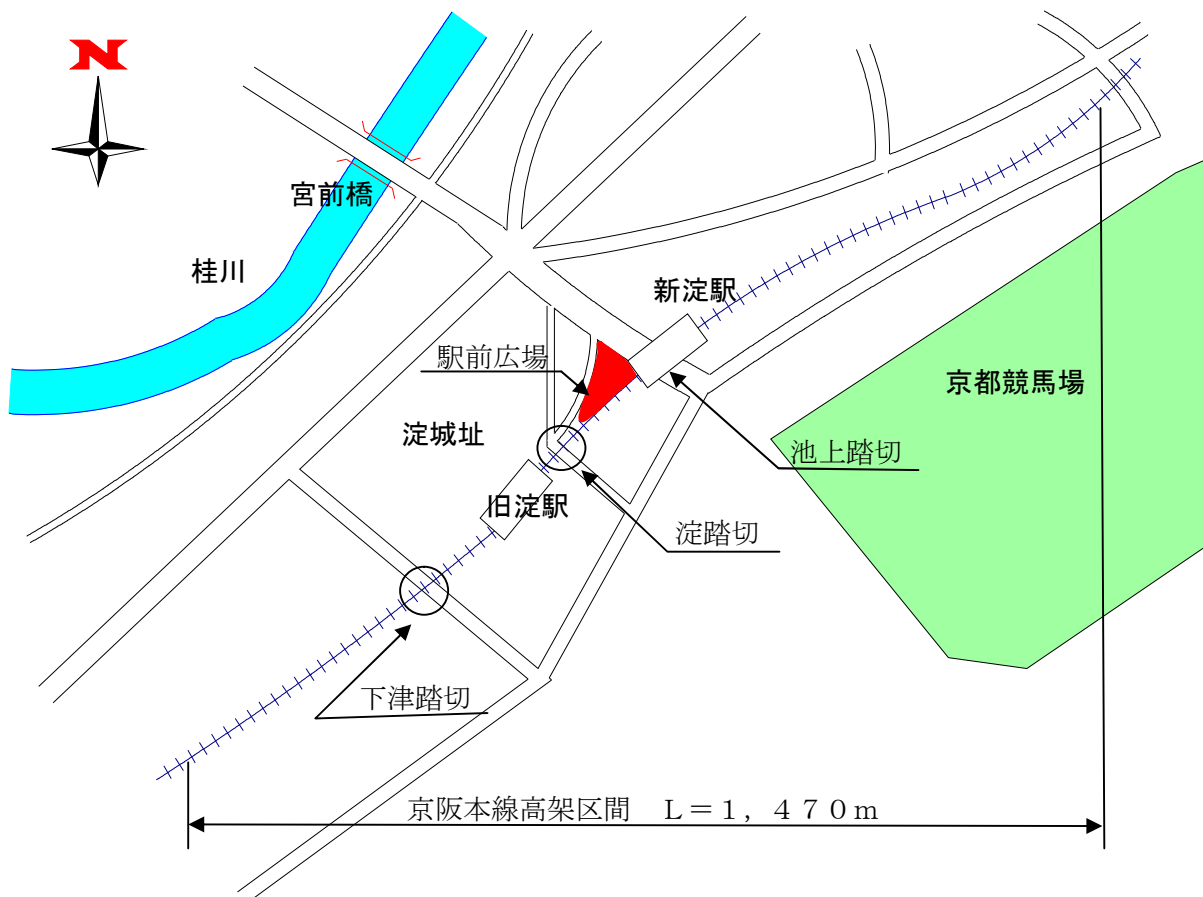
事業区間：伏見区淀木津町～納所下野

延長：約2.0km（高架区間約1.5km）

踏切除却数：3箇所（池上踏切、淀踏切、下津踏切）

その他：淀駅北側道線、淀駅南側道線、駅前広場

<平面略図>



事業推進室（広域幹線道路担当・重点路線担当）

1 広域幹線道路網の整備推進

道路は、都市の生活環境の向上、産業振興及び地域の活性化に関わる都市の基盤施設として重要な役割を果たしており、その整備に当たっては、沿道土地利用との整合を図りながら、広域幹線道路から細街路に至るまで、その機能に応じた効率的なネットワークの形成を図っていく必要がある。

中でも、広域幹線道路については、本市と他都市を結ぶだけではなく、関西国際空港などへのアクセスをはじめ、広域交通の軸となる高速道路網と有機的に接続するとともに、市内における通過交通を排除し、本市にかかわる中長距離交通の適切な配分を担う道路として、その整備推進を図っていく必要がある。

(1) 京都高速道路

本市を取り巻く放射環状型の広域幹線道路と市内の各地域を有機的に連絡する十字型パターン的高速道路網の整備を促進することにより、交通混雑の抜本的な解決と都市活動の活性化を図ることを目的として、平成5年3月に全路線の都市計画決定を完了した。

本道路の構造については、既存の道路空間を最大限に活用するとともに、京都の優れた歴史的な町並み景観に配慮して、堀川線・西大路線の十条通以北と新十条通に地下及びトンネル構造を採用している。

京都高速道路5路線の内、新十条通、油小路線については、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」という。なお、平成17年10月の道路関係四公団の民営化により阪神高速道路㈱（以下「阪神会社」という。）となる。）が事業者となり、新十条通については平成6年度、油小路線については平成11年度にそれぞれ事業に着手しており、現在、いずれも供用を開始している。

久世橋線など残る3路線については、交通状況調査などを行い、存廃も含め、抜本的な見直しを行っている。

路線名	延長	車線数	区間	構造等
新十条通	2.7km	4	山科区西野山～伏見区深草 (平成20年6月1日開通)	トンネル式、両方向
油小路線 (斜久世橋区間)	1.9km	4 (暫定2)	伏見区深草～伏見区竹田 (平成23年3月27日開通)	高架式、両方向
油小路線 (直線区間)	5.5km	4	伏見区竹田～伏見区向島 (平成20年1月19日開通)	高架式、両方向

※油小路線、久世橋線の都市計画決定延長は各4.5kmである。

※油小路線には京都大阪線1.4kmを含む。

ア 京都市道高速道路 1 号線（新十条通）

本道路は、京都盆地と山科盆地を結ぶ重要な幹線道路であり、十字型パターンの京都高速道路の一部分を構成するものとして、昭和 62 年 8 月に都市計画決定を行った。

本道路のルートは、東山・伏見の区界に架かる陶化橋（十条通）と山科区の都市計画道路西野山大宅線をほぼ直線で結ぶものである。構造は、東山連峰（稻荷山）の景観保全やルート周辺住宅地の環境保全を考慮して 90% をトンネルとしている。

本道路については、平成 7 年 3 月に国から阪神公団に対して工事实施計画書の認可及び工事開始公告、同年 5 月には都市計画事業の承認がなされ、阪神公団（阪神会社）によって事業が進められてきた。また、本道路の用地買収等の一部については、本市が実施しており、積極的な事業協力を行ってきた。

平成 8 年度から工事を開始し、平成 20 年 6 月 1 日に、油小路線と接続する西端 0.1 km の箇所を除く 2.7 km が開通した。

油小路線との接続地点から 0.1 km の区間については、平成 17 年 10 月に阪神公団が民営化されたことにより事業区分が見直され、油小路線（斜久世橋区間）として整備が進められ、平成 23 年 3 月 27 日に開通した。

また、周辺の街路整備として、鴨川東岸線や本町下高松通の整備を推進している。

- ・延長 本線 約 2.7 km（うち、トンネル区間は約 2.5 km）
 起点 山科区西野山桜ノ馬場町
 終点 伏見区深草西川原町
- ・車線数 4 車線（2 車線のトンネルが 2 本）

イ 京都市道高速道路 2 号線（油小路線）

本道路は、下部空間の油小路通とともに、市南部地域の骨格を形成する道路であり、今後開発が期待される「らくなん進都（高度集積地区）」の基幹道路としての役割を担い、一般国道 1 号や 24 号といった市南部地域における幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和することで、本市の都市活動の発展と活性化を促すものである。

本道路については、平成 11 年 12 月に国から阪神公団に対して工事实施計画書が認可され、平成 12 年 1 月から阪神公団（阪神会社）により事業が進められてきた。第二京阪道路と接続する油小路線（直線区間）5.5 km については、平成 20 年 1 月 19 日に開通した。

新十条通の 0.1 km を含む 1.9 km については、油小路線（斜久世橋区間）として、本市（街路事業）と阪神会社（有料道路事業）が連携を図りながら整備を進め、平成 23 年 3 月 27 日に開通した。

また、周辺の街路整備として、竹田街道の整備及び油小路通の再整備を実施しており、そのうち、竹田街道については油小路線（斜久世橋区間）と同日の平成 23 年 3 月 27 日に開通し、油小路通の再整備についても油掛通以北（伏見北工区）について、平成 23 年度に整備を終えた。

- ・延長 約 7.3 km（久世橋線及び京都大阪線の一部を含む。）
 起点 伏見区深草西川原町
 終点 伏見区向島大黒
- ・車線数 4 車線（斜久世橋区間については暫定 2 車線）



京都高速道路（油小路線）（斜久世橋区間）



京都高速道路（油小路線）（直線区間）

(2) 京都第二外環状道路

本道路は、京滋バイパスと京都丹波道路を結び、京都都市圏の環状道路として、本市都心部に通じる一般国道1号及び9号等の放射状の幹線道路を相互に連絡することにより、市内に流入する自動車交通を分散させ、交通渋滞の解消、都市機能の向上及び沿道地域の発展に資することを目的として計画されたものである。

平成元年8月に全線15.7kmの都市計画決定を行い、京都市域は西京区4.8kmと伏見区0.5kmの合計5.3kmである。4車線の自動車専用道路であるが、一部市街地では一般道路も併設している。国土交通省及び日本道路公団（平成17年10月の道路関係四公団の民営化により西日本高速道路㈱（以下「西日本」という。）が設立された。）によって事業化され、平成15年8月10日に自動車専用部の京滋バイパスから大山崎JCTまで及び一般部の一般国道1号から府道京都守口線までが供用された。更に、同年12月13日には一般部の府道京都守口線から一般国道171号まで、同月24日には自動車専用部の大山崎ICが供用を開始している。

本市では、本道路の早期整備を図るため、市域における事業実施に伴う調整を行うとともに、平成17年度から平成21年度まで、国土交通省から委託を受けて、用地買収事務を進めた。

平成25年4月21日に沓掛ICから大山崎JCT・IC間が開通したことにより、全線が開通した。

・全線 久御山町（京滋バイパス）～西京区大枝沓掛町（京都丹波道路）

L = 15.7 km

〔うち京都市域〕

西京区（大枝～大原野） L = 4.8 km

伏見区（淀） L = 0.5 km



京都第二外環状道路

(3) 第二京阪道路

本道路は、京都・大阪間を結ぶ広域幹線道路の一つとして、一般国道1号の交通混雑の解消を図るとともに、沿道地域の環境改善及び地域整備の促進並びに交通サービスの向上を図ることを目的として計画されたものである。

伏見区横大路下三栖（京都外環状線）を起点として、大阪府門真市（大阪中央環状線）を終点とする延長約29.7kmの路線で、自動車専用道路と一般道路を併せ持つ道路である。京都府域については、昭和60年4月に延長約12.1kmが都市計画決定され、そのうち京都市域は約2kmである。事業実施については、一般部は昭和61年度から国土交通省の直轄事業として事業化されており、京滋バイパス以北については、平成4年3月に洛南道路として起工され、平成15年3月に外環状線～京滋バイパスの区間が供用開始した。京滋バイパス以南については、平成17年6月に京滋バイパス～府道宇治淀線が、平成19年3月に八幡市内里～京田辺市松井間が供用された。専用部は、平成4年11月に京滋バイパス以南について、平成10年2月には巨椋池IC以南について日本道路公団に事業認可が出され、平成15年3月に巨椋池IC～枚方東ICの区間が供用された。また、外環状線～宇治川南岸の間は京都高速道路油小路線として阪神会社が、宇治川南岸～巨椋池ICの間（洛南連絡道路）は国土交通省及び西日本が、それぞれ事業を実施し、両区間共に、平成20年1月19日に供用された。

さらに、枚方東IC～門真JCT間についても、平成22年3月20日に供用され、全線が開通した。

- ・全線 伏見区横大路下三栖（京都外環状線）～大阪府門真市（大阪中央環状線）
 $L = 29.7 \text{ km}$ （一般道路）
 $L = 28.3 \text{ km}$ （自動車専用道路）

(4) 京阪連絡道路

本道路は、阪神高速道路の池田線から淀川右岸沿いに近畿自動車道を経て西京区大原野付近で京都第二外環状道路と接続し、更に、南区久世で京都高速道路久世橋線に接続する全長約40km（京都市域約6km）の自動車専用道路である。

現在、地域高規格道路の候補路線として位置付けられている。

(5) 各種協議会等

ア 京都高速道路整備促進京都市協議会

京都市内の各地域を高速道路で有機的に接続し、交通混雑の解消と都市の活性化を促すとともに、京阪神都市圏の一体的な発展に寄与する京都高速道路網の早期建設を促進することを目的として、京都市内における各団体の参画の下に平成3年6月に発足したもので、関係機関に対して要望活動を行ってきた。

イ その他

(ア) 京都府高速道路網整備促進協議会（旧 京都縦貫自動車道・新名神高速道路等整備促進協議会）

「京都府南部地域高速道路網整備促進協議会」（平成6年10月発足）と「京都縦貫自動車道路建設促進同盟会」（昭和61年8月発足）を統合し、平成17年7月12日に京都縦貫自動車道及び新名神高速道路をはじめとする京都府域の高速道路網が早期に全線完成するよう促進活動を展開することを目的に、「京都縦貫自動車道・新名神高速道路等整備促進協議会」として発足したもので、京都府知事を会長に、府内全市町村の首長及び議長により構成され、本市は副会長として参画している。

これまで関係機関に対する要望活動等を行ってきたが、京都縦貫自動車道の供用に目途が立ち、また、新名神高速道路の着工見送り区間も事業再開したことを受け、今後は、早期全線完成の活動は継続するものの、他の高速道路の4車線化など京都府域の高速道路網の更なる整備も視野に入れた活動をするとして、平成24年8月1日開催の総会において、「京都府高速道路網整備促進協議会」と名称変更された。

(イ) 京都第二外環状道路沿線市町連絡協議会

京都第二外環状道路の整備促進を図ることを目的として、平成8年11月29日に発足し、沿線市町の首長により構成され、会員相互の緊密な連携の下に情報交換及び積極的な活動を行っている。

(ウ) ETC普及推進近畿地区協議会

近畿地区において、官民一体となってETCの普及促進に取り組むため、普及目標を設定するとともに、各主体の施策を総合化した普及戦略を策定すること、また、普及促進に向けた取組を体外的にアピールすることを目的として、平成18年1月20日に発足し、近畿地方整備局、各道路会社、各地方道路公社、府県・市町村の代表及び民間で構成されている。

事業推進室（用地担当）

1 公共用地の取得

道路、河川、公園等の事業を実施するためには、まず、事業対象地の用地取得が必要である。代替地の確保が困難及び生活権の補償要求等により、用地取得業務は非常に難しいのが現実であるが、公共施設を建設し、良好な都市環境の整備を図るため、用地取得に努力している。

用地を取得するためには、地元住民の理解と協力が必要であるため、事業決定がされると、まず、地元で事業課及び事業担当が当該公共事業の説明を行い、事業への理解と協力を求める。その後、用地担当が物件の調査及び公正な補償金額の算出等を行い、当該物件の関係権利者と買収交渉に入る。

2 補償金額の算出

土地代金は、市長の附属機関である「京都市不動産評価委員会」に諮問した評価額を基準として市長が決定する。

建物・工作物等の移転補償金額及び損失補償金額は、閣議決定されている「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」等に基づき算出される。

用地取得実績					
(単位 m ²)					
年度 事業	20	21	22	23	24
道路改良事業	93,787.43	51,915.27	26,835.32	18,350.25	7,334.36
都市計画街路事業	8,851.87	4,404.85	7,020.24	4,699.69	1,712.28
公園事業	553.90	564.18	0.00	0.00	0.00
河川治水事業	2,471.25	1,138.54	1,312.07	550.21	808.15
その他の事業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	105,664.45	58,022.84	35,167.63	23,600.15	9,854.79

※土地取得特別会計及び土地開発公社資金取得を含むが、買戻しは含まない。

※京都第二外環状道路新設事業の用地買収のうち、国直轄資金分は含まない。

3 移転立ち退き資金融資制度

この制度は、公共事業の施行に伴う建物の移転又は立ち退きを促進するため、移転等に要する資金の融資を行うものである。融資金額は、30万円以上1,000万円以下で、かつ、補償金の50%の範囲内とされている。

建設局過去10年の歩み(平成15年4月1日～平成25年3月31日)

年	月	内 容
15年	4月	近鉄十条駅自転車等駐車場の開設
		一般府道四ノ宮四ツ塚線(三条通)道路整備事業の完成
		岩倉東公園の開園
	6月	御池通シンボルロード(鴨川東岸線～堀川通)の完成
		近鉄東側道の完成
		三条通(川端通～御陵)道路整備事業の完成
	7月	山陰線側道北線の完成
	10月	太秦自転車等駐車場の開設
12月	一般府道伏見向日線「久我橋」の完成	
	油小路通(九条通～十条通)の4車線化の完成	
16年	1月	西羽束師川都市基盤河川改修事業の本川暫定改修完了
	3月	京都市水共生プランの策定
		四条通電線共同溝整備工事の完成(大宮通～室町通)
	4月	火打形公園の開園
		葛野大路(四条通～三条通)道路改築工事の完成
		第1回建設局公共事業新規採択時評価の実施(二ノ瀬バイパス)
	7月	排水性・透水性舗装整備方針の策定
		日野川河川環境整備(ビオトープ)工事の完了
11月	石田駅自転車等駐車場の開設	
17年	2月	竹田久我線(竹田街道～小豆屋町)の完成
	3月	東堀川通無電線共同溝整備工事の完成(中立売通～丸太町通)
		葛野大路(三条通～御池通)道路改築工事の完成
		二条公園の再整備完了
	4月	京都市公共物GISの運用開始
		東寺駅自転車等駐車場の開設
		京都市雨水流出抑制対策実施要綱の策定
		比輪田公園の開園 梅屋広場公園の開園
	7月	京都市電子納品実施指針の策定
		玄武公園の再整備完了
9月		洛西第二地区土地区画整理事業の完了
10月	京都市雨水流出抑制施設設置技術基準の施行	
11月	広河原バイパス(丁子谷口橋, 天井滝橋, 能見口橋等)の開通	
18年	1月	伏見西部第二地区土地区画整理事業の完了
	3月	久世北茶屋線(JR東海道線立体交差部)4車線化工事の完了
		華頂道電線共同溝整備工事の完成
18年	4月	建築物緑化(屋上・壁面)助成事業の開始
		京都市建設リサイクルガイドラインの改定
		市道宝が池通(狐坂高架橋)の整備完了
幡枝葵森線道路整備事業の完了		
10月	都心部放置自転車等対策アクションプログラムの策定	
19年	1月	西大路御池駅自転車等駐車場の開設
	2月	京都市 道路のためのバリアフリーの手引きの改正
		歩道等の設置に係る道路構造令の京都市運用基準の策定
	3月	太秦天神川駅自転車等駐車場の開設
	4月	伏見桃山城運動公園の開園
		嵯峨中山公園の開園
	5月	太秦安井公園の開園
鴨川東岸線(松風橋～十条通間)の完成 深草疏水通(松風橋～十条通間)の完成		

19年	7月	一般国道162号周山道路の開通
		鉾立公園の再整備完了
	10月	第10次治水五箇年計画の策定
		バリアフリー重点整備地区「山科地区」道路事業の完成
20年	12月	堀川水辺環境整備事業 紫明せせらぎ(第1～第7)公園及び堀川(第1, 第2)せせらぎ公園開園 南禅寺緯11号線電線共同溝整備工事の完成
	1月	京都高速道路油小路線(直線区間)の開通
		油小路通(京都南大橋)の6車線化の完成
	3月	太秦下刑部公園の開園
		宝が池公園「子どもの楽園」の再整備完了
		一般国道162号 川東工区(第1工区)(紘葉橋, 三杉橋, 杉の里トンネル等)の開通
	4月	白川都市基盤河川改修事業の今出川分水路完成
	5月	十条通(師団街道～河原町通間)の4車線化の完成
	6月	京都市公共事業コスト構造改善プログラムの策定
		京のまちなか緑化助成事業の開始
		京都高速道路新十条通の開通
		JR嵯峨嵐山駅橋上駅舎の完成
		京都市建設局中長期運営方針【社会資本整備の重点】2008～2017の策定
	7月	一般国道367号「北大路橋」の補強・修景工事の完了
		堀川水辺環境整備事業 堀川せせらぎ第3公園の開園
	8月	西賀茂第三地区土地区画整理事業の完了
	9月	都市計画道路Ⅰ・Ⅰ・1八条通(国道24号～竹田街道)道路改築工事の完成 山ノ内赤山公園の開園
	10月	長谷馬場南公園の開園
		JR東海道線「桂川駅」関連公共施設(東西自由通路, 駅前広場, 東・西自転車等駐車場等)の完成
	11月	JR嵯峨嵐山駅南北自由通路の完成
		岩倉長谷地区土地区画整理事業の完了
	12月	都市計画道路向日町上鳥羽線「祥久橋」の完成
21年	2月	一般国道477号 小出石バイパスの開通
	3月	民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設
		堀川水辺環境整備事業の完成
		谷田川河川工事の完成
		産寧坂地区(一年坂～二年坂～産寧坂)電線共同溝整備工事の完成
		バリアフリー重点整備地区「道路特定事業計画」全地区の策定
		バリアフリー重点整備地区「桂地区」道路事業の完成
		都市計画道路Ⅱ・Ⅲ・71国鉄嵯峨嵐山駅北通(JR嵯峨嵐山駅前広場)の完成及び嵯峨嵐山駅自転車駐車場の開設
		太秦東部地区第一種市街地再開発事業の完了
	6月	御池通スポンサー花壇事業の開始
	8月	上賀茂山端線(上賀茂伝統的建造物群保存地区)電線共同溝整備工事の完成
	10月	自転車駐車場付置義務の強化(対象施設の拡大, 基準面積の見直し)
		幡枝御反田公園の開園
		下三栖城ノ前公園の開園
	11月	一般国道367号(都市計画道路3・5・135大原通)道路拡幅工事の完了
		西賀茂自転車駐車場の開設
		御池通まちかど駐輪場の開設
	12月	太秦東部地区土地区画整理事業の完了
22年	2月	洛北大別当地区土地区画整理事業の完了
		バリアフリー重点整備地区「向島地区」道路事業の完成
	3月	久世高田地区土地区画整理事業の完了
		改訂自転車総合計画の策定
		新たな「京都市緑の基本計画」の策定
		京都市私道整備助成制度に係る規則の改正
		御射山自転車等駐車場の開設
		JR山陰本線(京都～二条, 花園～嵯峨嵐山駅間)複線高架化の完成

22年	3月	一般市道山国雲ヶ畑線「亀ノ甲橋」の完成
		京のみちデザイン指針の策定
		原谷中央公園の開園
	4月	バリアフリー重点整備地区「嵯峨嵐山地区」道路事業の完成
	5月	葛野西通(葛野大路～天神川通間)の開通
		納所排水機場(伏見区納所北城堀)の運転開始
	6月	公園施設(梅小路公園・水族館)設置許可
		幡枝庄田公園の開園
	7月	松尾駅自転車等駐車場の開設
	8月	新土木積算システムのWeb化運用
		京都市記念植樹奨励事業の開始
	9月	一般国道477号 大布施トンネル等の開通
23年	10月	嵯峨・嵐山地区(嵯峨釈迦堂門前(宇多野嵐山山田線他))電線共同溝整備工事の完成
	11月	御池通自転車通行環境整備に係る実証実験の実施
		祇園新橋伝統的建造物群保存地区(切通し(弥栄経7号線))電線共同溝整備工事の完成
	12月	長代川改修工事の完成
	1月	京都市建設リサイクル推進プラン'10の策定
	2月	仁和寺周辺地区(御室緯90号線)電線共同溝整備工事の完成
	3月	市道宝が池通(北山工区)の整備完了
		養老田幹線排水路改良工事の完成
		京都高速道路油小路線(斜久世橋区間)の開通
	4月	京都市建設局電子納品の手引き策定
		長谷土田公園の開園
		上庄田第二公園の開園
	5月	第1次京のみどり推進プランの策定
		京阪本線淀駅複線高架化の完成
		市民公募型緑化推進事業の開始
	8月	竹田地区土地区画整理事業の完了
	10月	建設汚泥再利用の手引き策定
		向代公園の開園
	12月	「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」策定
24年	1月	間伐材を利用した歩行空間改善(烏丸今出川バス停付近)完成
	3月	京都市建設リサイクルガイドラインの改定
		アップグレード観光案内標識「地上機器を利用した案内サイン」の整備
		中山稻荷線(西砂川橋)耐震補強工事(架替)の完成
		国道367号(北大路通)電線共同溝整備工事の完成
		京都水族館(梅小路公園 公園施設)の開業
		梅小路公園 大型バス駐車場等の開業
		千石荘公園の再開園
		京都市河川整備方針の策定
	4月	京都市公共事業評価実施要綱の改正
	2月	二条駅地区土地区画整理事業の完了
25年	3月	京都市道路構造条例の制定(平成25年4月1日施行)
		賀茂川紫竹線道路拡幅工事完成
		向日町上鳥羽線全線(国道171号～葛野大路)供用開始
		上七軒通無電柱化事業完了
		橘公園の再開園
		相深公園の開園
		主要府道大山崎大枝線(沓掛工区, 西長春日工区(一部))工事の完成

